

令和8年度第2回千歳市障がい者地域自立支援協議会定例会議開催結果

<日時>

令和8年8月25日(火) 午前10時00分～午前11時05分

<場所>

千歳市総合福祉センター4階402号室

<出席者>

委員、千歳市及び事務局 計32名

【委員】24名

青木会長、田口副会長、秋庭委員、大崎委員、岡田委員、奥貫委員、影山委員、菊池委員、佐藤委員、清水委員、白畑委員、高橋(和)委員、高橋(洋)委員、玉井委員(代理出席)、長澤委員、中野委員、橋本委員、日浦委員、古田委員、向委員、村田委員、山崎委員、山田委員、結城委員

※欠席(3名)

大山委員、後藤委員、立田委員

【千歳市・事務局】8名

(千歳市) 小島主幹(基幹相談支援担当)、松本児童発達支援センター長、西島自立支援係長、小林発達相談係長

(事務局) 横井障がい者支援課長(事務局長)、阿部障がい福祉係長(事務局次長)、米澤千歳市障がい者基幹相談支援センター長、杉本千歳市障がい者総合支援センター長

<配付資料(別添のとおり)>

3 議題

(1) 各部会活動報告

- ① こども部会
- ② はたらく部会
- ③ 相談支援専門部会
- ④ 地域生活専門部会
- ⑤ 差別解消・虐待防止専門部会
- ⑥ 進路連絡会議

(2) 千歳市からの報告

- ① 千歳市障がい者地域自立支援協議会委員の公募について
- ② 千歳市における医療的ケア児支援の現状
- ③ (仮称) 千歳市障がい福祉プランの策定について
- ④ 地域生活支援拠点等「緊急時の受入れ・対応機能」の事前登録について

⑤千歳市あいサポート運動について

<次第>

1 開会

2 あいさつ

千歳市障がい者地域自立支援協議会 青木会長あいさつ

千歳市障がい者地域自立支援協議会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

皆様におかれましては、平素より協議会の運営に特段のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回の協議会は、令和8年度の第2回目の定例会議ではありますが、議題といたしましては、5月に開催しました第1回定例会議以降の「各部会等の活動報告」のほか、千歳市から5つの報告があります。

1つ目は、今年度10月28日の任期満了に伴いまして、9月に募集を予定している「千歳市障がい者地域自立支援協議会委員の公募について」、2つ目は、児童発達支援センターから「千歳市における医療的ケア児支援の現状」について、3つ目は、現行の障がい者計画等の計画期間満了に伴いまして、今年度末までに策定を予定している「(仮称)千歳市障がい福祉プラン」について、4つ目は、昨年度整備した地域生活支援拠点等の「緊急時の受入れ・対応機能」の事前登録について、5つ目は、8月28日に第1回目のあいサポーター研修の開催を予定している「千歳市あいサポート運動」についてであります。

本日も様々な報告等がありますことから、限られた時間内ではありますが、活発にご協議いただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様のご健康と今後益々のご活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

3 議題

(1) 各部会活動報告

各部会長等から「議題(1)」の資料により報告があった。

- ① こども部会(影山部会長)
- ② はたらく部会(結城部会長)
- ③ 相談支援専門部会(奥貫部会長)
- ④ 地域生活専門部会(高橋部会長)
- ⑤ 差別解消・虐待防止専門部会(青木副部会長)
- ⑥ 進路連絡会議(米澤センター長)

【質疑等 議題(1)－⑥】

<A委員>

就労選択支援事業所について、現在、市内には千歳いずみ学園の1か所しかないが、市として増えてほしいという考えはあるのか。

また、就労選択支援は、初年度は18歳到達者が優先的に利用できるとのことだが、おそらく、18歳到達者は就労アセスメントを希望すると思われる。これについて、就労選択支援を利用できる年齢を柔軟に変更することは検討しているのか。

<小島主幹>

就労選択支援事業所については、市としても増えてほしいと考えているが、民間事業所の協力が不可欠である。今後も進路連絡会議やはたらく部会等を通して、就労選択支援をやっただけの民間事業所がないか、確認していきたい。

また、就労選択支援を利用できる年齢について、就労継続支援B型事業所を利用する際の就労アセスメントにおいても、就労選択支援の利用が必須となっているため、18歳に到達した就労継続支援B型事業所の利用希望者について、優先的に就労選択支援を実施しなければならないという事情もあり、18歳到達者が優先となっている。ただ、18歳以上の既卒者からも、就労選択支援を利用したいという声があるため、個別の事案に合わせて対応を調整していきたいと考えている。

【質疑等 議題（1） - ④】

<B委員>

地域生活専門部会において、災害時の対応について見直しが必要という話題が挙がったようだが、勉強会等の開催予定はあるのか

<高橋部会長>

勉強会の開催にあたり、どのような災害で、どの程度の災害規模を想定するかといったことを話し合っており、今後も検討を進めていきたい。

<B委員>

千島海溝沖で今後地震が起こる可能性もあり、早めの対策が重要である。災害が起きた後の対応も重要だが、起こる前の事前準備も重要である。各事業所ごとに対応がバラバラという状態ではなく、協力し、統一して適切な準備をしていくことが重要と考える。例えば、避難所運営ゲーム（HUG）を取り入れるのも一案かと思う。そして、地域生活専門部会だけではなく、他の部会も一緒に災害対応についての取り組みを共有できればよいと考える。

（2）千歳市からの報告

①千歳市障がい者地域自立支援協議会委員の公募について

阿部障がい福祉係長から、「議題（2）－①」の資料により説明があった。

②千歳市における医療的ケア児支援の現状

松本児童発達支援センター長から、「議題（2）－②」の資料により説明があった。

③（仮称）千歳市障がい福祉プランの策定について

阿部障がい福祉係長から、「議題（２）－③」の資料により説明があった。

④地域生活支援拠点等「緊急時の受入れ・対応機能」の事前登録について

阿部障がい福祉係長から、「議題（２）－④」の資料により説明があった。

⑤千歳市あいサポート運動について

阿部障がい福祉係長から、「議題（２）－⑤」の資料により説明があった。

【質疑等 議題（２）－③】

<C 委員>

親に障がいがあり、その子どもには障がいがないという家庭に対してどのような支援があるのか、計画には記載がないと思われる。例えば、親に聴覚障がいがあるが、子どもには聴覚障がいがないという家庭では、コミュニケーション不足が生じると思う。また、ヤングケアラーの中には、障がいがある親を持つ子どももいると思う。このような家庭への支援について、市としてどんな考えがあるのか、計画には記載されていないと思われるが、いかがか。

<阿部障がい福祉係長>

障がいのある方への支援については、障がいのある当事者への支援だけで完結するということはかえって少なく、高齢の問題、ヤングケアラーの問題など、複合する課題に対応できるよう、他部署と連携しながら支援しているところである。一例として、重層的支援体制整備事業が挙げられる。市のこのような方針については、現行の計画にも記載されており、次期計画でも継続していく予定である。「親に障がいがあり、子どもには障がいがない家庭を支援する」と具体的に記載があるわけではないが、障がいに関わる全ての家庭を支援するということは、計画に明記されている。

<C 委員>

今後も情報提供をお願いしたい。

【質疑等 議題（２）－④】

<D 委員>

事前登録した人が実際に緊急時の受け入れをお願いするときに、インターネットで現在の状況を入力できるようなフォームがあれば、受け入れ先も情報が把握できて受け入れやすいのではないか。

<阿部障がい福祉係長>

今後の検討事項としたい。

4 その他

以下のとおり連絡事項あり。

【連絡事項①】

＜玉井委員（代理：就労推進室やませみ 就労選択支援員 野田 雅裕）＞

就労推進室やませみで就労選択支援事業を開始したため、お知らせする。

【連絡事項②】

＜結城委員＞

本年9月12日（土）に、こども部会とはたらく部会の共催で、「令和8年度千歳市障がい者福祉サービス等事業所合同説明会」を開催するため、お知らせする。

議題以外の事項に関して、以下の質疑等があった。

【質疑等（その他）①】

＜A 委員＞

コミュニケーション条例推進専門部会にて、コミュニケーションボードを作成し、市役所に設置していたと思うが、設置後の状況について報告いただきたい。障がい者支援課の窓口に設置されていると思うが、総合案内に設置した方がよいのではないかと。

＜阿部障がい福祉係長＞

総合案内の担当者からは、現時点でコミュニケーションボードを活用できる場面があまり想定できないという意見があり、試行的に障がい者支援課の窓口に設置した。障がい者支援課で利用の実績を積み重ねた上で、改めて総合案内等にも設置を提案していきたいと考えている。本年3月から設置しているが、利用された実績がほとんどなく、設置の仕方を検討する必要があると考えている。

＜A 委員＞

各部会に参加している事業所に設置するという話も挙がっていたかと思うが、その話はどうなったか。

＜阿部係長＞

今のところ、事業所から、コミュニケーションボードの設置についての報告はない。コミュニケーション条例推進専門部会は年1回の開催であるため、早めに進めることは難しい部分もあるが、今後の同部会において、事業所等の状況について聴取し、その内容を後日報告したい。

＜A 委員＞

形骸化しないように進めていただきたい。

5 閉会

令和8年度第2回千歳市障がい者地域自立支援協議会定例会議

日時：令和8年8月25日(火) 10時00分

場所：総合福祉センター4階402号室

<次 第>

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 各部会活動報告

- ①こども部会
- ②はたらく部会
- ③相談支援専門部会
- ④地域生活専門部会
- ⑤差別解消・虐待防止専門部会
- ⑥進路連絡会議

(2) 千歳市からの報告

- ①千歳市障がい者地域自立支援協議会委員の公募について
- ②千歳市における医療的ケア児支援の現状
- ③(仮称)千歳市障がい福祉プランの策定について
- ④地域生活支援拠点等「緊急時の受入れ・対応機能」の事前登録について
- ⑤千歳市あいサポート運動について

4 その他

5 閉会

千歳市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

任期：令和8年10月28日まで

選考区分		No.	所属機関・団体等	委員役職・氏名		第2回 会議 出欠	備考
(1)	公 募	1	公募		日 浦 祐 子	出	
		2	公募		白 畑 あゆみ	出	
(2)	福祉、保健、医療、 雇用、教育等に知識 及び経験を有する者	3	千歳公共職業安定所	上席職業指導官	村 田 直 也	出	
		4	北海道石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室健康推進課	健康支援係長	秋 庭 恵 子	出	
		5	医療法人資生会 千歳病院	地域連携室 主任	高 橋 洋 輔	出	
		6	株式会社119INTERNATIONAL	代表取締役	結 城 悟	出	
(3)	ア. 障がい者又は障がい 児の家族団体又は支援 団体等	7	千歳身体障害者福祉協会	会長	古 田 聖	出	
		8	千歳聴力障害者協会	会長	佐 藤 義 典	出	
		9	千歳視覚障害者福祉協会	会長	菊 池 悦 子	出	
		10	千歳市肢体不自由児者父母の会	会長	岡 田 美 智 子	出	
		11	千歳市手をつなぐ育成会	会長	青 木 繁 雄	出	
		12	千歳市つくし会	事務局長	後 藤 邦 子	欠	
	イ. 福祉、保健、医療、 雇用、教育等に関する 関係機関又は団体等	13	千歳市民生委員児童委員 連絡協議会	第1地区民生委員児童 委員連絡協議会会長	大 崎 誠	出	
		14	千歳市社会福祉協議会	地域福祉課長	長 澤 利 明	出	
		15	千歳商工会議所	商工振興課長	立 田 京 平	欠	
		16	北海道千歳高等支援学校	教諭	向 か お り	出	
		17	千歳市立北進小中学校	校長	橋 本 好 史	出	
		18	北海道南幌養護学校	教諭	中 野 智 貴	出	
		19	就労推進室やませみ	室長	玉 井 俊 導	出	代理) 就労選択支援員 野田 雅裕
		20	特定非営利活動法人 千歳めいぶるの会	事務局長	高 橋 和 寛	出	
	ウ. 障害福祉サービス事 業所等	21	生活介護ステーションゆみな	管理者	清 水 道 代	出	
		22	就労継続支援B型事業所ゆうび	管理者	山 崎 千 尋	出	
		23	自立訓練施設 蓮げ荘	管理者	大 山 智 昭	欠	
		24	児童通所支援センターラブラリス 千歳桜木別館	児童発達支援管理 責任者	影 山 美 樹	出	
		25	共同生活援助事業所いずみ寮	管理者	田 口 幹 子	出	
	エ. 相談支援事業所等	26	千歳地域生活支援センター	センター長	奥 貫 あ い 子	出	
		27	千歳市地域包括支援センター	西区地域包括支援セン ター センター長	山 田 綾 香	出	

出席24名
欠席3名

3 議題（１）～（２）資料

3 議題

（１）各部会活動報告

こども部会

はたらく部会

相談支援専門部会

地域生活専門部会

差別解消・虐待防止専門部会

進路連絡会議

（２）千歳市からの報告

千歳市障がい者地域自立支援協議会委員の公募について

千歳市における医療的ケア児支援の現状

（仮称）千歳市障がい福祉プランの策定について

地域生活支援拠点等「緊急時の受入れ・対応機能」の事前登録について

千歳市あいサポート運動について

令和8年度 第2回 こども部会報告書	
日 時	令和8年6月24日(水) 10:00~11:30
場 所	千歳市総合福祉センター 402号室
参 加 者	ぱすてる(山本氏)、ちとせ児童発達支援センターはる(筒井氏)、ラブアリス千歳桜木(田辺氏)、ラブアリス千歳桜木別館(影山氏[部会長]・後藤氏)、児童デイサービス十彩(緑川氏)、第二ちとせくらぶ(山崎氏)、子ども通所支援センター にじいろひろばちとせ(大和氏)、ONE SMIL(長谷部氏)、SQUARE(上村氏)、ここち(長谷川氏・佐竹氏)、ほーむアスト(豊川氏)、Chouchou 千歳(桜庭氏)、Ailes(川村氏)、ゆめラボ千歳信濃教室(村松氏・竹村氏)、Banble GYM千歳(竹槌氏)、ぱれっと(山口氏・當房氏)、千歳市こども発達相談室はぐ(渡辺氏)、千歳市こども相談支援室あーち(浜田氏・小田氏)、相談支援事業所らいと(今野氏・早川氏)、ゆいさぼ(中川氏)、相談支援みらいコンパス(木村氏)、北海道南幌養護学校(中野氏)、北海道千歳高等支援学校(中西氏)、千歳市児童発達支援センター(小林氏)、千歳市教育委員会教育部学校教育課(池田氏)、千歳市保健福祉部障がい支援課(西島氏)、千歳市障がい者地域自立支援協議会公募委員(日浦氏)、千歳市障がい者総合支援センターChip(杉本・根本)、千歳市障がい者基幹相談支援センター(米澤・中村)
要 旨	1. 情報交換会について 2. 事業所合同説明会について 3. 支援実践報告について 4. 情報提供・課題共有について 5. グループワーク 6. その他
会議内容	1. 情報交換会について (1) 発達が気になる子や学校生活で困りごとを感じられる子の保護者を対象に、7月16日に座談会形式の情報交換会を開催する。すでに案内文書を各関係機関に配布しており、申し込み期間中である。各事業所でも対象者等に積極的に案内してもらい、また、当日こども部会でサポート可能な事業所は事務局まで連絡する。 2. 事業所合同説明会について (1) 事業所合同説明会の進捗状況をお伝えする。前回は文化センターで実施したが、今回は福祉センターにて9月12日(土)に実施予定である。今回ははたらく部会とこども部会で合わせて事業所の説明会を実施する。現在、はたらく部会と定期的に内容を詰めているが、こども部会のブースは、10時から12時の時間で開催する。全体は10時から14時まで実施し、就労やグループホームの情報も聞くことができる。各事業所

	から周知をお願いしたい。 3. 支援実践報告について (1)地域の支援の水準の向上を目指して、部会員から提案があった内容である。各事業所での支援の実践の共有を、次回のこども部会から実施したいと考えている。はじめに児童発達支援センターの支援実践報告を行い、その後は各事業所から報告をする。 4. 情報提供・課題共有について (1)課題共有～なし (2)情報共有 ぱれっと～7月縁日開催 ラブアリス千歳桜木～夏休み中の行事、楽しく多くの方が参加できるよう検討中、7月25日(土)流しそうめん予定(町内会の子どもと交流予定) 十彩～6月13日(土)社会見学(水族館バックヤード見学) 6月28日(日)カレーのちから、7月航空学校見学 ゆめラボ千歳信濃教室～6月23日(火)10時～11時 就学説明会 千歳市児童発達センター～8月7日(金)18時～専門職員実践講座 6月30日(火)～7月17日(金)特別支援学級・通級指導教室見学会 7月23日(木)第2回就学学習会(進路支援) 6月実施予定の事業所向け研修会は講師の都合により延期 北進小中学校～6月27日(土)運動会 5. グループワーク (1) 幼児期の進路支援について、事業所でどこまで対応しているか ・特別支援学級と通常学級の選択について相談を受けることがあるが、どちらがよいかという判断は示さず、最終的な決定は本人・保護者が行うことを共通認識としている。 ・困り感やニーズの把握が難しい場合は、教育委員会や児童発達支援センターなどの専門機関につなぎ、必要な支援につなげている。 ・「何でも相談してください」という姿勢を大切にし、保護者が安心して相談できる関係づくりに努めている。 (2) 保護者への情報提供と支援 ・説明会や座談会、通常学級・支援学級それぞれの進学事例など、進路選択の参考となる情報提供を行っている。
--	---

	・就学前には、ひらがなや数字など学校生活につながる支援を行い、その中で見られた子どもの様子や気づきを保護者へ伝えている。 ・発達検査の結果をもとに、子どもの得意・不得意や困り感を丁寧に説明し、ニーズに応じた支援を行いながら、最終的な判断は保護者に委ねている。 (3) 支援を進める上での課題 ・年長児から利用を開始するケースでは、保護者との関係性が十分に築けておらず、踏み込んだ相談が難しいことがある。 ・保護者の希望と子どもの実情が一致しない場合の支援方法に悩むという意見があった。 ・入学後に通常学級から支援学級への変更を希望するケースもあり、保護者の受け止め方に寄り添いながら継続的に話し合うことの重要性が共有された。 ・言葉の受け取り方によっては支援者の意図が伝わらず、信頼関係に影響することもあるため、伝え方への配慮が必要である。 ・保護者の中には、高等部から進路支援が始まると考えている方も多いが、高等部の3年間では支援期間が限られるため、高校入学前から保護者に携わっているデイや事業所の方たちと情報を共有しながら進められると、より一層支援に結びついてくるのではないかと思う。ただ、全員に情報共有する時間がないのが現状でもある。 ・教育委員会教育部学校教育課～お話を聞いて、最終的には本人と保護者が自己決定されて選んでこそ、適した進路決定になっていくものとする。ご家族ご本人が判断をされるということが共通されていると思った。そうした形で関わっていただいていることは非常にありがたい。私も様々な教育相談をする立場にあるが、一番大事にしている視点でもある。 ・学校として支援学級が適切と考える場合でも、大人だけで決めるのではなく、本人・保護者が納得して選択することが教育効果につながると考える。 (4) その他 ・千歳市障がい者基幹相談支援センター：7月14日(火)16時から「自分を知る」というテーマで講演がある。自分の癖を知って関係者と協力して関わる人との信頼関係を築いていくテーマとなっている。乳幼児期、学齢時期は本当に家族支援がとても重要になっていると思うが、ちょっとした一言で親との信頼関係
--	---

	を築けなくなってしまうことがあるため、みなさんの学びにつなげていただけたらと考えている。 ・ 来年4月、屋内型子どもの遊び場がオープンするというニュースをご覧になっていると思う。そこでオープン前にこども部会と合同で事前見学できる企画をお願いしたいと考える。 ・ 次回開催予定～9月24日(木)10:00～千歳市総合福祉センター402号室
作 成 者	千歳市障がい者基幹相談支援センター長 米澤 緒子

令和8年度 こども部会 情報部交換会（座談会）報告	
日 時	令和8年7月16日（木） 10時00分～11時30分
場 所	千歳市総合福祉センター 402号室、302号室、304・305号室
参 加 者	参加者15名、欠席2名 ペアレントメンター2名 アドバイザー6名（学校教育課設楽氏、池田氏、青少年課池田氏、千歳市高等支援学校中西氏、南幌養護学校中野氏、就労推進室やませみ野田氏） こども部会メンバー（事務局含む）12名 合 計 35名
要 旨	1．情報交換会（座談会） 2．アンケート集計結果
会議内容	1．情報交換会（座談会） 発達が気になる子や園・学校生活で困りごとを感じられている子の保護者を対象に、『中学進学・高校進学』『学校生活』『発達の心配事・福祉サービス・就労、就職』の3つのグループに分かれ、各グループにペアレントメンターやアドバイザーが入り情報交換を行った。 主な内容として、中学校・高校への進学や将来の就労に関する進路の悩み、放課後等デイサービスや日中一時支援などの福祉サービス利用時期や事業所の選び方、地域資源に関する情報について話題が上がった。また、子どもへの関わり方や学校への伝え方、夏休みの家庭での過ごし方についても意見交換が行われ、「見通しを持たせる」「家庭内でルールを決める」「家族と一緒に手伝いをする」などの工夫や成功例が共有された。参加者同士が子育ての悩みや経験を共有することで、不安の軽減や支援制度・地域資源への理解を深める機会となった。 2．アンケート集計結果 (1) 参加のきっかけ...学校・事業所からの案内、利用事業所、友人・知人からの紹介 (2) 参加経験...定期的に情報交換の場に参加している方がいる一方、初参加の保護者も多かった。 (3) 満足度...参加者のほとんどが「役立った」「今後も参加したい」と回答し、高い満足度が示された。 3．今後聞いてみたい・関心のあるテーマ ・親亡き後、一生のことについて後見人制度の事なども聞きたい ・情緒障がい児の就学、情緒障がい児を支える家族のメンタル支援 ・就労 ・学校生活について ・療育手帳をとれない、いわゆるグレーゾーンの進路について等

	・就労事業所について、福祉関連等 ・お子様の色々な場面での対応 ・長期休み（夏、冬）中の預かり、遊び場情報 4．参加者からの主な意見・要望 ・学校や教育機関の先生から直接話を聞くことができ、とても参考になった。 ・同じような悩みを持つ保護者同士で悩みを共有でき、有意義な時間となった。 ・就労に関する話が参考になった。 ・多くの話を聞くことができ、学びの多い機会となった。 ・学校の先生からもう少し詳しく話を聞けるとありがたい。
作 成 者	千歳市障がい者基幹相談支援センター 米澤 緒子

令和8年度 第1回 はたらく部会 報告	
日 時	令和8年5月22日(金) 18:00~19:00
場 所	千歳市総合福祉センター4階402号室(千歳市東雲町2丁目34)
参 加 者	50名(敬称略) 【福祉】千歳市障がい者基幹相談支援センター(中村)、千歳市障がい者総合相談支援センターChip(杉本、相澤、早川)、社会福祉法人せらび千歳地域生活支援センター(今野)、計画相談つむぎ(横山)、相談支援事業所らいと(今野)、相談支援事業所ゆいさぼ(中川)、社会福祉法人千歳いずみ学園いずみワークセンター(玉井、新川)、株式会社119 インターナショナル エコ・ファクトリー(結城)、株式会社メビウス(柳沢)、株式会社帆の風千歳営業所(藤岡)、株式会社ワークセンター ピアハープ(猿山)、株式会社ひまわりの会(稲船)、ウィンドバレー(千葉)、株式会社ゼットアクション(奥田)、株式会社ドン・リースアンドレンタル物流センター(佐々木)、マルハチ急行株式会社福祉事業部サークルエイト(青木)、ワンステップ(眞鍋)、サポートセンターユリーカ(芦田)、社会福祉法人晃裕会青葉の杜(森本)、スリーピース(青能)、一般社団法人 TARUO(鈴木)、合同会社晴レルモキッチン(吉毛利)、就労支援センターOm-net(庄野)、特定非営利活動法人ほっとらんどグウタッチ(土谷)、ジョブタス千歳勇舞事業所(村中)、健心サポート(上島)、TeCREA 千歳(山田)、でじるみ千歳(日下部)、 【一般】対話でつなぐ心のネットワーク(濱邊修平・雄平) 【学校】千歳高等支援学校(秋田、向、吉田) 【一般企業】合同会社 integrize(安西)、さがわ行政書士事務所(佐川) 【団体】北海道社会福祉協議会(大泉)、公益社団法人全国障害者雇用事業所協会(反保) 【行政】北海少年院(太田)、苫小牧市(杉村)、道央農業振興公社(大泉)、ハローワーク千歳(村田)、千歳市産業振興部産業振興課(小野寺)、千歳市保健福祉部障がい支援課(伊藤) 【事務局】千歳いずみ学園就労推進室やませみ(高浜・木場・野田・山田)
要 旨	1. 開会・挨拶 2. 令和7年度 はたらく部会活動報告について 3. 令和8年度 はたらく部会の方針について 4. 実行委員会メンバー紹介 5. 令和8年度 就労系障害福祉サービス 報酬改定・制度改定について 講師 合同会社 integrize 代表社員(行政書士) 安西 公則 様 6. その他 「福祉のしごと相談支援窓口」の設置について 7. 閉会
内 容	1. 開会・挨拶 2. 令和7年度 はたらく部会活動報告について (1)活動内容について 今年度の報酬改定の確認(講師) 差別、虐待防止への取り組み(講師) 多様な就労の機会の確保に努めるなど利用者の工賃向上につなげていく 取り組み(企業へのアプローチ) 福連携事業を互いのニーズにあてはめ持続できる取り組み 市内就労支援事業所の宣伝、販路拡大(Youmy 市場、合同説明会の開催) はたらく部会の実行委員会の設置 視察研修の実施

	こども部会と共同での取り組み 合同説明会等 3. 令和8年度 はたらく部会の方針について (1) 活動方針について 部会の組織力の向上 パネルディスカッション等 今年度の報酬改定の確認(講師) 差別、虐待防止の取り組み講習(講師) 他エリアへの部会アプローチ 農福連携事業をお互いのニーズに当てはめて継続できる事業に作り上げていく 販路拡大や市内就労支援事業所の宣伝、アプローチ Youmy 市場、合同説明会の開催、農福連携販売会 はたらく部会の実行委員会の継続 他エリアへの研修、交流会の実施 他の部会と共同で取り組み 合同説明会等 4. 実行委員会メンバー紹介 芦田 光祝さん(サポートセンターユリーカ)新規 新川 真衣子さん(いずみワークセンター)継続 庄野 真美さん(オムネット)継続 柳沢 正人さん(メビウス)新規 山田 美祐さん(テクレア)継続 5. 令和8年度 就労系障害福祉サービス 報酬改定・制度改定について 講師 合同会社 integrize 代表社員(行政書士) 安西 公則 様 (1) 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 (2) 職場環境等要件について (3) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて 6. その他 (1) 「福祉のしごと相談支援窓口」の設置について ア 対象者は、2025年4月に入社した方 イ ねらいは、顔の見える関係を作りお互いを鼓舞する ウ 離職率の低下を防ぐ 7. 閉会
	就労推進室やませみ 高浜 愛

令和8年度 第2回 はたらく部会 報告	
日 時	令和8年7月24日(金) 18:00~19:00
場 所	千歳市総合福祉センター4階402号室(千歳市東雲町2丁目34)
参 加 者	43名(敬称略) 【福祉】千歳市障がい者基幹相談支援センター(中村)、千歳市障がい者総合相談支援センターChip(杉本、相澤、早川)、社会福祉法人せらび千歳地域生活支援センター(今野)、社会福祉法人千歳いずみ学園いずみワークセンター(玉井、新川)、株式会社119 インターナショナル エコ・ファクトリー(結城)、株式会社帆の風千歳営業所(藤岡)、株式会社ワークセンター ピアハープ(森下)、ウィンドバレー(千葉)、ゆうび(山崎)、マルハチ急行株式会社福祉事業部サークルエイト(三上)、社会福祉法人晃裕会青葉の杜(田本)、スリーピース(青能)、一般社団法人 TARUO(鈴木、尾野)、就労支援センターOm-net(庄野)、ジョブプラス千歳勇舞事業所(村中)、健心サポート(上島)、コラボワーク(大山)、TeCREA 千歳(山田) 【一般】対話でつなぐ心のネットワーク(濱邊)、株式会社ハートフル@flower 札幌(山口)、社会福祉法人ゆうゆう 苫小牧市東開文化交流サロン(古城) 【学校】千歳高等支援学校(秋田、向) 【一般企業】合同会社 integrize(安西)、さがわ行政書士事務所(佐川) 【団体】公益社団法人全国障害者雇用事業所協会(反保、近藤) 【行政】苫小牧市(青山、杉村、石橋、菊田)、ハローワーク千歳(村田)、福祉の仕事相談窓口 ちとせケアここ(寺田)、千歳市保健福祉部障がい支援課(阿部、伊藤) 【事務局】千歳いずみ学園就労推進室やませみ(高浜・野田・木場・山田)
要 旨	1. 開会・挨拶 2. 令和8年度 千歳市障がい福祉サービス等事業所 合同説明会について 3. 障がい福祉現場における生産性向上について 講師 合同会社 integrize 代表社員(行政書士) 安西 公則 様 4. ふれあい広場について 5. その他 ・あいさポーター研修について 6. 閉会
内 容	1. 開会・挨拶 2. 令和8年度 千歳市障がい福祉サービス等事業所 合同説明会について (1)開催日時 令和8年9月12日(土)10時00分~14時00分(従来の年に比べ1時間短縮) 就労継続支援事業所など : 10時00分~14時00分 障がい児通所支援事業所など : 10時00分~12時00分 共同生活援助事業所など : 12時30分~14時00分 (2)会場 千歳市総合福祉センター4階(401・402・403・EV前ホール) (3)内容 事業所説明・個別相談・物販(飲食含む) 作業体験ブースの設置 (4)ポスター紹介 オムネット作成(印刷出来次第配布予定) (5)開催目的 千歳市および近郊にお住まいの障がいのある方、そのご家族、そして支援に関わるすべての方へ向けて、日々のくらしや未来の選択に役立つ地域の福祉資源・社会資源の情報発信 (6)令和8年度参加事業所について(予定) 就労系福祉事業所・障がい児通所支援事業所・相談支援事業所・地域生活支援事業所・共同生活援助事業所・障がいに関わる支援団体など (7)前年度の実績 開催日 令和7年9月20日(土) 参加者数 はたらく部会 26事業所・こども部会 13事業所 来場者数 合計 141名(障がい当事者、家族等) 3. 障がい福祉現場における生産性向上について 講師 合同会社 integrize 代表社員(行政書士) 安西 公則 様

	(1)生産性向上とは(障がい福祉における生産向上) ・支援者一人一人の力をひきだす ・チームでその力を利用者に届ける ・新たな価値を生み出すこと (2)生産性向上の背景 障がい福祉は結果的に各法人が掲げる理念や価値観の実現や「ケアの充実」の実現が妨げられている。そこで各法人の理念や価値観の実現を妨げる障壁をなくしていく必要がある！そのカギとなるのが「生産性向上」 ・利用者の年齢層や障害の特性が多様 ・提供されるサービスの種類も様々 ・支援のあり方は利用者一人一人が違う 課題として ・人材の確保や定着が難しい ・ニーズの多様化により業務が複雑化 ・中小規模の事業者が多く経営が不安定 結果的に各法人が掲げる理念や価値観の実現や「ケアの充実」の実現が妨げられている。そこで各法人の理念や価値観の実現を妨げる障壁をなくしていく必要がありそのカギとなるのが「生産性向上」 (3)生産性向上の目指すところ ・法人・事業所の「あるべき姿」を明確に ・「現状はどのような状態か」を明確に ・「あるべき姿」と「現状」の間にあるギャップを埋める (4)大切な3つの価値観 障害福祉サービスの現場では多様な関係者が関わり立場によって見えている景色や感じている課題は異なるだからこそ一緒に考え、協力しながら進めていく姿勢が欠かせない 協調性(みんなで進める) 包括性(みんなにやさしい) 共益性(みんながうれしい) (5)5つのステップ 共感をつくる 課題を見える化する 解決策を考える 試してみる 振り返る (6)職場環境等要件の生産性向上のための取組 現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している。 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている。 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている。 協働化を通じた職場環境(各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等)の改善に向けた取組の実施。 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、 の取組を実施している。 追記 ・グループワークを行う。質疑応答については後日回答予定。 4. ふれあい広場について 千歳社会福祉協議会から「ふれあい広場」参加依頼について ・日時 令和8年12月5日(土) ・場所 北ガス文化ホール(中ホール) ブース設置、物販参加可能。詳細決まり次第メールにて発信予定。 5. その他 ・あいさポーター研修について 千歳市保健福祉部障がい支援課、阿部よりチラシ配布詳細説明あり。 6. 閉会
	就労推進室やませみ 山田 加代子

令和８年度 第１回 相談支援専門部会 報告	
日 時	令和８年５月２６日（火） １５：３０～１７：００
場 所	千歳市役所第２庁舎１階会議室１
参 加 者	千歳地域生活支援センター(奥貫部会長・土肥氏)、計画相談つむぎ(横山副部会長)、計画相談青空(福田氏)、相談支援事業所らいと(今野氏)、ゆいさぼ(中川氏)、こども相談支援室あーち(吉田氏)、北区地域包括支援センター(富永氏)、千歳桂病院(吉田氏)、千歳北星病院(水梨氏)、市立千歳市民病院(酒井氏・菊地氏)、千歳病院(鎗水氏)、千歳豊友会病院(東野氏)、夢民(新谷氏)、障がい者支援課(小島主幹)、千歳市障がい者総合支援センターChip(相澤氏)、千歳市障がい者基幹相談支援センター(米澤・中村)
要 旨	１．自己紹介 ２．情報共有(各機関の相談傾向) ３．令和８年度第１回千歳市障がい者地域自立支援協議会定例会議報告 ４．令和８年度の活動、年間予定について ５．その他
会 議 内 容	１．自己紹介 各所属機関の紹介と相談傾向の報告を行った。 ２．情報共有(各機関の相談傾向) 【障がい】 ・高齢の家族から障がいのある子に対する不安や将来についての相談を受け、居宅のサービスや就労支援等の話をしながらサービス調整を行っている。 ・病院未受診の方からの相談や、福祉サービスについて知らないがインターネットで調べたと相談に繋がったケースがあった。 ・口座売買や仮想通貨の詐欺に遭い、知らない間に犯罪に巻き込まれたケースについて行政機関と相談しながら対応している。 ・ケアマネジャーから利用者の就労支援利用について相談があった。 ・精神科通院が途切れているケースの対応を継続している。 【児童】 ・ラピダスの関係で海外から千歳市へ転入するケースがあり、サービス利用の手続き等の調整をしている。 ・相談のほとんどが発達支援に関する内容。こども園（特別支援保育）を利用している子が通所支援をどのように併用するかという相談が増えている。最近はこども園を休み児童発達支援を利用したいという相談が増え、児童の課題と合わせてどうしていくか相談対応をしている。 【医療機関】 ・精神科病院ではこの数か月、３０～４０代の方が仕事面のストレスで受診に繋がったり、休職の相談が多かった。

- ・障がいサービス事業所(就労系・GH)職員から利用者の調子が悪いという相談で、薬の調整等の依頼があった。
- ・障がい者の入院対応について、多床室が多いため環境的に共同生活が難しい場合がある。生活と治療のバランスが難しく感じるケースがあったが、病院として出来ることを説明し、折り合い見つけながら対応した。
- ・入院患者のキーパーソンになる家族が障がいがあるという家庭のケースが増えてきている印象がある。
- ・若年層の脳疾患患者が増えている。介護保険の対象外であるため障がい分野の相談機関に繋げるケースがあった。

【広域相談支援】

- ・各市町村それぞれ課題はあるが、自立支援協議会が活性化しないことや意見が出づらいこと、参加者が会議の目的を理解できていないという話が出ている。また、緊急時の受入れについても課題となっている。

【高齢】

- ・障がい福祉サービスから介護保険へ移行することに課題がある。介護保険では自立支援という形で利用者が力を発揮できるように何ができるかというところを一緒に考えている。制度自体も複雑化しているが、障がいサービスから介護保険サービスへ移行する際、ケアマネジャーとの関係性構築が難しかったり、利用者の心理的な抵抗も生じることがある。

【行政】

- ・就労や居住系サービス利用に関する相談や転出入に伴う施設の移動の相談が多い。
- ・虐待案件では、利用者本人から直接の相談が多い。虐待とはならなくても権利擁護という意味でサポートが必要なケースが多い。

3. 令和8年度第1回千歳市障がい者地域自立支援協議会定例会議報告

5月20日に行われた令和8年度第1回千歳市障がい者地域自立支援協議会定例会議の内容を報告。市からの提案として、相談支援専門部会の構成機関について相談支援事業所を市内の相談支援事業所全てとすることとし、承認を得ている。また、昨年度相談支援専門部会内で話し合い、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム(にも包括)協議体構成メンバーについて提案し、承認されている。

千歳市の相談支援体制についてあらためて確認している。市民からの相談の入り口として千歳市障がい者総合支援センターChipが位置付けられ、福祉サービス利用に繋がるケースは特定相談支援事業所へ引継ぎ、相談当事者がつくことになる。千歳市障がい者基幹相談支援センターは複合的な課題を抱えるケースの相談対応をし、補完する立場として千歳市保健福祉部基幹相談支援担当、機能強化事業として千歳地域生活支援センターが受託し、3者で運営する形となっている。

	また、一般就労に関する相談や就労定着の担当として就労推進室やませみが担っている。基幹相談支援センターを中心に、連携を取りながら市民からの相談に対応している。 4．令和8年度の活動、年間予定について 令和8年度も2か月に1回開催予定。基本的に第3週目の火曜日、夕方に開催し、各機関相談傾向や情報共有、地域の社会資源の共有を行う。また、事例検討を通して地域課題について検討することが相談支援専門部会に求められている大きな役割であり、毎回行う予定としている。今後検討したい事例の内容について参加者から以下のような意見が出た。 ・債務を抱えるケースの検討（整理の仕方や相談先について等） ・スマートフォン使用やSNS関係のトラブルへの対応方法 ・身寄りのない人への支援について（病院へ救急搬送されたが退院調整が困難だった） ・障がい福祉サービスから介護保険へ移行するケースについて（申請する最初の段階でどのような対応ができるか、上手くいかなかった時どのように対応していくか等） ・重層的支援として関わっているケースについて 開催案内をメールで送る際に検討する事例を募ったり、事務局内で検討した上で負担のない形で事例提供してもらえよう考えていく。 5．その他 次回開催予定 令和8年7月24日 15:30～17:00 場所未定
作 成 者	千歳市障がい者基幹相談支援センター 米澤 緒子

令和 8 年度 第 2 回 相談支援専門部会 報告	
日 時	令和 8 年 7 月 28 日 (火) 15 : 30 ~ 17 : 00
場 所	千歳市総合福祉センター307
参 加 者	千歳地域生活支援センター(奥貫部会長・土肥氏)、計画相談青空(福田氏)、相談支援事業所らいと(今野氏)、ゆいさぼ(中川氏)、こども相談支援室あーち(吉田氏)、北区地域包括支援センター(富永氏)、千歳桂病院(吉田氏)、千歳病院(鏑水氏)、千歳豊友会病院(東野氏)、夢民(戸田氏・新谷氏)、障がい者支援課(小島主幹)、千歳市障がい者総合支援センターChip(相澤氏)、千歳市障がい者基幹相談支援センター(米澤・中村)
要 旨	1 . 情報共有(各機関の相談傾向) 2 . 事例検討(障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行に関わる現状と課題について) 3 . その他
会議内容	1 . 情報共有(各機関の相談傾向) 【障がい】 ・退院直後の健康状態が不十分なままグループホームに戻り、再入院となるケースが発生。 ・スマホ決済の使い過ぎによる生活費不足や家賃滞納など金銭トラブルが増加。特に直近 2 ヶ月で相談が顕著。 ・生活保護の追加金(多い方で約 20 万)が支給予定。 ・市外病院からの住まい相談が数件あり。 ・他市の法人事業所を訪問し、生活介護等の受け入れ先の開拓を継続中。受け入れは応相談で対応可能とのことだが、千歳市までの送迎は行っていないため課題が残る。 ・障がい手帳のある高齢者からの就労の相談が増加しているが、「訓練としての必要性」があるのかアセスメントが必要。 ・介護保険を受けていた方が回復され、障がい福祉に切り替わったケースがあった。 【児童】 ・7 月後半から夏休みや自衛官の転勤に伴う新規相談が増加。8 ~ 10 月は就学等に向けての相談増加が見込まれる。 【医療機関】 ・相談は全体的に安定しているが、突発的な受診希望が一定数あり、完全予約制の説明対応を行っている。 ・精神科病院の新規予約が混雑しており、おおよそ 2 ~ 3 ヶ月の待ちとなっている。 ・発達障害の診断希望や学校からの検査要請が増加(月 20 ~ 30 件)。就労上の困難に伴う診断書依頼が多い。介護系では家族入院に伴う「社会的入院」の希望相談が散見される。

	【高齢】 ・来所・電話相談は月 140～150 件程度で、介護認定申請関連が多い。居住支援を伴う複雑事例（高齢者）で、保健所・福祉課と多機関連携中。職員のメンタル負担に留意しチームで対応。 【広域相談支援】 ・障がい者相談支援センター夢民が、札幌圏域（6 市 1 村）の協議会活性化や地域生活支援拠点整備を伴走支援している。 【行政】 ・就労系・住居系（グループホーム）の相談が中心。一方で、居宅介護の新規申請が少なかった。 ・精神の手帳は持っていないが、療育手帳と自立支援医療を持っている方の相談が増えている。 2．事例検討（障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行に関わる現状と課題について） ・厚労省通知に基づき、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は介護保険が優先。 ・65 歳を迎える 3 ヶ月前を目安に案内。ただし、本人の障害特性や介護保険サービスへの適応可否を考慮し、地域包括支援センターに判断の協力を仰ぐ。 ・居宅介護が移行検討の主な対象。重度訪問介護や生活介護（知的障がい者中心）は積極的な移行を推奨していない。 ・同行援護、行動援護、自立訓練、就労系サービスは障害福祉サービスとして継続可能。 ・ダブルプラン：介護保険サービスに加えて、障害福祉サービス特有のサービスを利用する場合で、障害特性など支援に困難さがあれば、ケアマネ主導を原則としつつ、相談支援専門員による計画相談支援を併用する「ダブルプラン」を併用する。 ・その他、具体的なケースについて事例検討を実施した。 3．その他 次回開催予定 令和 8 年 9 月 29 日 15:30～17:00 場所 千歳市総合福祉センター 307 号室
作成者	千歳市障がい者基幹相談支援センター 米澤 緒子

令和８年度 第１回 地域生活専門部会 報告	
日 時	令和８年８月１８日（火） １４：００～１５：３０
場 所	千歳市しあわせサポートセンター 会議室
参 加 者	千歳めいぶるの会（高橋部会長）、千歳地域生活支援センター（奥貴氏）、支援センターゆみな（清水氏）、計画相談つむぎ（横山氏）、千歳市視覚障害者福祉協会（菊池会長）、千歳市障がい者支援課障がい福祉係（阿部係長）、千歳市障がい者総合支援センターChip（福田氏）、千歳市障がい者基幹相談支援センター（米澤、中村）
要 旨	１．今年度の地域生活専門部会の活動について ２．情報交換会の振り返りと今後の活動について ３．今後の地域生活支援拠点について ４．その他
会 議 内 容	１．今年度の地域生活専門部会の活動について ・ちとせ医療介護連携の会に委託し、障がい福祉人材も含めた介護福祉人材確保事業が始まった。その取り組みの中でスポットワークの活用についてもテーマの一つとして出ている。個人情報の問題やどのような人が来るかわからない等の不安要素はあるが、介護事業所ではスポットワークを活用し、長期雇用につながったケースもある。業務の切り出しをして一部の業務で活用したり、夜勤のみ入ってもらうなど、色々な活用方法があるため、部会の取り組みの中で勉強会のような形で成功事例を聞ける機会を作るのはどうかと提案あり。前回行った共同生活援助事業所情報交換会を踏まえ、勉強会という形で開催する方向となる。 ・最近も熊本で大きな地震があったが、災害時対応についてあらためて振り返る機会が必要ではないかと意見あり。どのような取り組みを考えているか持ち寄ることで再確認する機会となる。被災地に派遣された人から経験談を聞くなども良い。そのような機会を設定する際、どの程度の災害を想定するか、安否確認をどのようにするか、等の検討が必要、との意見が出た。 ２．情報交換会の振り返りと今後の活動について ・第１回情報交換会は参加者が多く、継続して開催してほしいという声が多数だった。次回はあらかじめテーマに分かれてグループワークを行うのはどうか。 ・グループホームは包括型支援だが、各事業所で支援内容が異なる場合がある。 ３．今後の地域生活支援拠点について ・障がい者等の緊急時受け入れ円滑化のため事前登録を専門部会で推進。漫画付きチラシで周知（公共機関配布、HP、市広報・LINE、地域生活専門部会構成機関経由）。

	・対象は原則 18 歳以上の在宅障がい者（障がい児は対象外）。手帳有無不問、短期入所・訪問系の支給決定が前提。 ・市主体で拠点機能事業所を含めた説明会を秋ごろ開催予定。未登録事業所への登録促進も図る。 4 その他 ・総量規制が強化され、千歳市においても就労継続支援 A・B 型、共同生活援助、放課後等デイサービス、児童発達支援が総量規制の対象となる見込み。計画値を上回る新規の指定申請や定員増が制限される可能性がある。この場合、重度障がいや医療的ケア児者の受入れなどを条件として総量規制の例外を設けることもできる。
作 成 者	千歳市障がい者基幹相談支援センター 米澤 緒子

千歳市障がい者地域自立支援協議会 令和８年度第１回差別解消・虐待防止専門部会（差別解消班） 「あいサポートメッセンジャー養成研修」 報告	
日 時	令和８年７月７日（火）10:00～11:30
場 所	千歳市役所第２庁舎１階会議室２
参 加 者	19 名
要 旨	千歳市でのあいサポート運動の実施にあたり、あいサポーター研修の講師役となる「あいサポートメッセンジャー」を養成する。
研 修 内 容	1 講師 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 社会参加推進室 係長 岩部 友美 氏 鳥取県 あいサポートメッセンジャー 山口 雅彦 氏 2 内容 あいサポート運動について、あいサポートメッセンジャーの役割やあいサポーター研修の進め方について 3 結果 参加者を対象としたアンケートでは、回答者のうち全員が、研修内容を「理解できた」「まあまあ理解できた」と回答した。 今後は市が主催するあいサポーター研修や出前講座のほか、あいサポートメッセンジャーの企画による研修の実施を進めていく。
作 成 者	千歳市保健福祉部障がい者支援課 伊藤 灯

令和 8 年度 第 1 回進路連絡会議 報告書	
日 時	令和 8 年 5 月 22 日(金) 13:30～15:00
場 所	千歳市総合福祉センター 402 号室・401 号室
参 加 者	千歳市内福祉事業所(36 名) 特別支援学校・養護学校（高等部）(13 名) 事務局・相談機関(17 名) 行政（１名） 参加者合計 67 名
要 旨	１．前半 全体会議 ・ 3 年生・在校生の進路希望と実習状況（学校） ・ 福祉サービス事業所紹介（事務局） ・ 市内グループホームの空き状況の報告（事務局） ・ 千歳市の相談支援体制について（千歳市障がい者総合支援センターChip） ・ 福祉サービス利用に関する説明（千歳市保健福祉部障がい者支援課） ・ 質疑応答 ２．後半 意見交換会（５グループ） ３．全体を通しての質疑応答
会 議 内 容	１．前半 全体会議 ・ 3 年生・在校生の進路希望と実習状況（学校） 各学校から 3 年生の進路予定や進路未定で個別に対応が必要な生徒の状況を確認した。また在校生の進路希望と実習状況の報告があった。 ・ 初めての参加となる福祉サービス事業所から挨拶 ・ 福祉事業所の紹介（事務局） ・ 市内グループホームの空き状況の報告（事務局） ・ 千歳市の相談支援体制について（千歳市障がい者総合支援センターChip） 千歳市障がい者基幹相談支援センターを中核とした新体制について説明 ・ 福祉サービス利用に関する説明（千歳市保健福祉部障がい者支援課） 本年度卒業予定者の福祉サービス利用の流れについて 本年度は、6 月より就労アセスメントに関わる保護者からのサービス利用申請を開始する。 就労アセスメントについて、原則月曜～金曜の 5 日間（終日）しっかりとアセスメントを受けることが必要。2 週に分けて計 5 日間でも良い。1 日を通して就労できる体力なども考慮することから終日のアセスメントとしている。 今年度は、就労移行支援事業所いずみワークセンターと 8 月開設予定の【就労選択支援事業所 千歳いずみ学園】で対応予定。

就労選択支援について、【就労選択支援事業所 千歳いずみ学園】が8月に開設予定。在学生（1・2年生）の就労選択支援についても、サービス等利用計画の提出が必要となるため、担当する相談支援専門員が決まっていない場合はChipに調整依頼する。初年は18歳到達者（卒業予定者）が優先的になる見込み。

支給決定は1カ月の給付となる。

複数回利用（1年時に1回目、3年時に再び利用など）が可能である。

放課後等デイサービスとの併用が可能である。

2. 後半 意見交換会

住まい1、住まい2、就労1、就労2、就労3、の5グループに分かれ意見交換を行った。

【住まい1】

- ・寄宿舎からGHに入居となった際、自由度が高くなる分、携帯電話の使い方等に関して、どのような対応を行っているか、また、通学型の学校を卒業した生徒のGH入居後に出てくる課題などについて共有。
- ・GHでの生活を送るにあたり、学校で必要な取り組みなどはあるかとの話題に、コミュニケーション面や携帯電話の契約、後払いに関わるトラブルなどについて事前に学んでおくことも必要と思われることを共有。

【住まい2】

- ・学校から、看護師の配置や医療的ケアについて、事業所の現状について質問があり、生活介護事業所・生活訓練事業所の支援体制（看護師常駐や看護師の他に理学療法士や言語聴覚士の配置）について共有している。また、車椅子対応が可能なグループホームのバリアフリー環境の状況についても共有。
- ・学校から、今後の実習先として車椅子使用している子や他害のある生徒の受け入れの可否について確認がある。事業所からは、他害の程度にもよるが職員がマンツーマンの体制となっているケースがあることや、手が出る等の行動がある方の受け入れは難しい等話が出た。

【就労1】

- ・学校側から、A型就労かB型就労なのか見極めのラインがどの程度だろうか、という質問に対し、A型事業所からは生産性を求められるため4時間持続できる集中力（途切れても休憩後に復帰できるか）や、指示を待つだけでなく周りを見て行動できるかが求められると意見が出た。生活リズムが整っていることも必要であるが、実際寄宿舎からグループホーム利用に繋がった方が、生活リズムを崩し就労も継続

	困難になることが多いことや、A型就労の給料では現状扶養の範囲内で働くことは難しいため在学時から実際そのような状況になる事を前提として話してもらえた方が良い等の話が出た。 【就労2】 ・学校側から、「一般就労へステップアップする際の支援について聞きたい」「農福連携について知りたい」「B型事業所へ通所するために、最低限できていてほしいことの基準を知りたい」などの質問があった。各事業所からは、あいさつをしっかりと行えることや、自身の保清面・身だしなみを保てているかどうかを確認しているとの共有している。また、医療的ケアが必要な方の進路についても話題となりB型事業所への通所にあたり訪問看護を導入することで、今後利用につながる可能性がある場合には前向きに対応していきたいと考えている事業所があることも共有した。 【就労3】 ・学校から、他市から通所する利用者の通所状況や対応についてどのような現状か、また、PCの仕事をしたい生徒が増えているが働くとしたらどのような力が育っていると良いかと質問があった。事業所から他市からバスやJRを使って通所している利用者の状況を共有。また、PCスキル・能力について、作業の取り組みで伸ばしていくため慣れていない方でも受け入れ可能ということや、PC系A型事業所からは体験時にどの程度文章入力ができるか見させてもらうことがある等の話が出た。 3. 全体を通しての質疑応答 なし
作成者	千歳市障がい者基幹相談支援センター 米澤 緒子

千歳市 障がい者地域自立支援協議会委員公募のお知らせ

千歳市では、障がい者の福祉サービスや医療、教育、雇用など、地域での暮らしを支える様々なことについて協議するため、障がい者地域自立支援協議会を設置しています。

障がいのある方が地域で暮らす上で支障となっていることなどについて、市民の皆様とともに考え、より広い意見を伺うため、次のとおり委員を公募します。

1 公募する人数

3名以内

2 応募資格

次の「全ての」条件を満たす方。

(1) 市内に在住もしくは通勤・通学する方で、障がい者、障がい者の家族、または障がい者施策に関心のある方(千歳市議会議員・市職員を除く)

(2) 令和8年10月29日時点で18歳以上の方

(3) 障がい福祉に幅広い見識と経験を持ち、協議会定例会議(年4回程度)への出席及び地域部会等(月1～2回程度)の構成員としての活動ができる方

3 委員の任期

令和8年10月29日から令和10年10月28日まで

4 応募方法

次の(1)及び(2)の両方の書類を、下記5及び6のとおり提出してください。

(1) 応募用紙

所定の応募用紙(別紙1)を使用してください。

(2) 作文

所定の原稿用紙(別紙2)または任意の用紙を使用して、「障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりのために、私が取り組みたいこと」をテーマとして、あなたが考えていることを400字程度にまとめてください。

(3) 書類の入手方法等

所定の用紙は、千歳市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.chitose.lg.jp/c30/1002672/1002677/1006857.html>



下記10の窓口でも配付しています。

ご要望があれば、郵送、ファクスまたはメールで書類をお送りすることもできます。(下記10までご連絡ください。)

書類の作成にあたっては、代筆も可能です。

5 応募期間

令和8年9月11日(金)から9月25日(金)まで

6 提出方法

下記10の応募先まで、郵送、ファクス、メール、または持参により提出してください。

補足事項

郵送の場合は、9月25日必着。

ファクス、メールまたは持参の場合は、9月25日17時15分必着。

持参の場合の受付時間は、平日の8時45分から17時15分まで。

7 選考

選考委員会において、応募用紙記載内容及び作文を審査の上、選考します。

選考結果は、10月上旬頃に応募者全員にお知らせします。

応募書類は返却しません。

8 委員の仕事

(1) 委員になられた方は、市内の行政機関、医療機関、福祉サービス提供者、業者、学校、関係団体などの委員とともに、障がい者に関する行政施策や障がい者の福祉サービス、医療、教育、雇用など地域での暮らしに関する事項について情報を共有し、課題について、意見交換を行い、解決に向けて協議をしていただきます。

(2) 個人情報に関わる事項などを協議する会議に出席いただくときには、会議の中で協議されたことについて、秘密を保持していただきます。

9 報酬等

報酬及び交通費のお支払いはありませんので、予めご了承ください。

10 お問い合わせ・応募先

〒066-8686

千歳市東雲町2丁目34番地

千歳市役所第2庁舎1階6番窓口

千歳市保健福祉部障がい者支援課障がい福祉係

電話 (0123) 24-3131 (内線868)

ファクス (0123) 23-6700

メール shogaishien@city.chitose.lg.jp

(2) 報告事項

千歳市における医療的ケア児支援の現状

こども福祉部児童発達支援センター

1 市内の在宅の医療的ケア児の人数(令和8年4月1日現在) 14名

2 千歳市医療的ケア児登録名簿(令和7年3月から運用開始)

(1) 概要

- ・千歳市医療的ケア児登録名簿取扱要領に基づき保護者の同意を得て個人情報収集
- ・市関係機関(8課)が利用目的の範囲内で登録名簿を利用

(2) 利用目的

医療的ケア児の実態把握

医療的ケア児とその家族のための支援体制の整備

医療的ケア児とその家族に対する情報提供

医療的ケア児とその家族のための支援施策の検討

3 市内の医療的ケア児等コーディネーターの人数(令和8年4月1日現在) 4名

(内訳)市職員(児童発達支援センター所属) 3名

千歳訪問看護ステーション所属看護師 1名

- ・医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っている。

4 千歳市医療的ケア児(者)支援事業

(1) 事業の概要

- ・令和5年7月から医療的ケア児を対象に事業を開始。令和7年4月から医療的ケア者に事業を拡大
- ・社会活動への参加を確保するため、医療的ケア児(者)が日中活動事業を行う障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所に訪問看護ステーション等の看護師を派遣する事業

(2) 事業の実績(令和7年度)

- ・利用者4名(医療的ケア児のみ)

(3) 担当窓口

- ・医療的ケア児:こども福祉部児童発達支援センター通所給付係
- ・医療的ケア者:保健福祉部障がい者支援課自立支援係

5 札幌市医療的ケア児レスパイト事業

(1) 事業の概要

- ・令和6年10月から札幌市が事業を開始。令和7年4月からさっぽろ連携中枢都市圏の市町村に事業範囲を拡大
- ・医療的ケア児が健やかに成長でき、その保護者が安心して子育てを行える環境を作るため、医療保険による支援を上回る訪問看護を提供する事業

(2) 事業の実績（令和7年度）

- ・利用者2名（医療的ケア児のみ）

(3) 担当窓口

- ・こども福祉部児童発達支援センター通所給付係

6 医療的ケア児保育事業

(1) 事業の概要

- ・「千歳市保育所等における医療的ケア児受入れガイドライン」を策定して、集団保育の中で医療的ケアを必要とする子どもと一緒に保育する『医療的ケア保育』を実施
- ・市立認定こども園つばさ・ひまわりの2園で実施

(2) 事業の実績（令和7年度）

- ・利用者2名

(3) 担当窓口

- ・こども福祉部こども政策課保育係

7 医療的ケア看護職員配置事業

(1) 事業の概要

- ・小中学校の学校生活で医療的ケアが必要なお子さんが、安全かつ安心して学校生活を送れるよう、必要に応じて各学校に看護師を配置して医療的ケアを実施

(2) 事業の実績（令和7年度）

- ・配置看護師 3名
- ・利用者 3名

(3) 担当窓口

- ・教育部学校教育課特別支援教育係

8 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部改正

令和8年7月24日国会において改正案が可決成立。令和9年4月1日施行。

- （主な改正内容） ・支援対象の拡大 ・支援施策の充実
別紙参照

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律 概要

(改正後の題名：医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律)

〔該当条項〕

背景

令和3年に制定された本法律により、医療的ケア児が保育園や学校へ通いやすくなるなど、18歳未満の児童に対する必要な支援は徐々に整ってきている。一方で、①医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大（同様の支援を必要とする重症心身障害者についても支援対象とする）、②レスパイト・就労支援等の支援施策の充実、③医療的ケア児支援センターの強化など、この間に明らかになった新たな課題に対応するための法改正が必要とされた。

基本理念の充実

- 基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むこと〔3条1項〕
- 18歳に達した後等も、切れ目なく適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら、希望する地域において日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること〔3条3項〕

支援対象の拡大・支援施策の充実等

1 医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大

- 医療的ケア児等（右記②・③の者）
 - 重症心身障害者
- を支援対象に追加〔2条3項・4項〕

【医療的ケア児等】

- ① 医療的ケア児
- ② ①であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの
- ③ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者

【重症心身障害者】重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（そのうち児童である者は重症心身障害児）

2 支援施策の充実

【保育・教育等】①^{かくたん}喀痰吸引等を行うことができる介護従事者の配置〔9条2項・3項、10条2項〕、

②社会的養護体制の拡充〔9条の2〕、③生涯学習の推進〔10条3項〕

【生活・就労等】①日常生活支援（レスパイト・通学支援等）〔11条〕、②切れ目ない医療の提供〔11条の2〕、

③就労支援〔11条の3〕、④住居の確保〔11条の4〕、⑤ピアサポート〔12条2項〕

【人材確保等】①支援に係る研修の実施方法の見直し〔20条〕、②医療的ケアの提供の在り方を見直し〔20条の2〕

3 医療的ケア児等支援センターの強化等〔14条〕

- ① 都道府県知事に加え、指定都市、中核市その他の政令で定める市、特別区の長も設置可
- ② 進行性の疾病を有する者等についても相談支援の対象
- ③ 災害時への備え・対応

そのほか、「医療的ケア児等支援地域協議会」の新設（協議会の協議結果について尊重義務）〔18条の2〕

【その他】支援に関して講じた施策に係る公表等（国・地方公共団体）〔8条の2〕、地域格差の是正のための検証等〔22条〕

【施行】令和9年4月1日 【見直し】この法律の施行後3年

(仮称)千歳市障がい福祉プラン骨子案

千 歳 市 障 が い 者 計 画
第 8 期千歳市障がい福祉計画
第 4 期千歳市障がい児福祉計画
【令和 9 年度～令和 11 年度】

令和 8 年 8 月

目次

■ 計画の策定に当たって

- 1．計画策定の趣旨
- 2．計画の位置付け
- 3．計画の期間
- 4．計画の進行管理
- 5．計画の策定体制
- 6．障がい福祉に関する法律・制度等の動向
- 7．北海道障がい保健福祉圏域

■ 計画の概要

- 1．計画の基本理念
- 2．計画の基本目標
- 3．計画の体系
- 4．計画の構成

■ 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

「障がい者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める基本的な計画です。

「障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として策定します。

「障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）の提供体制の確保やその他児童福祉法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として策定します。

本市においては、これら 3 つの計画を「（仮称）千歳市障がい福祉プラン」として一体的に策定するものとします。

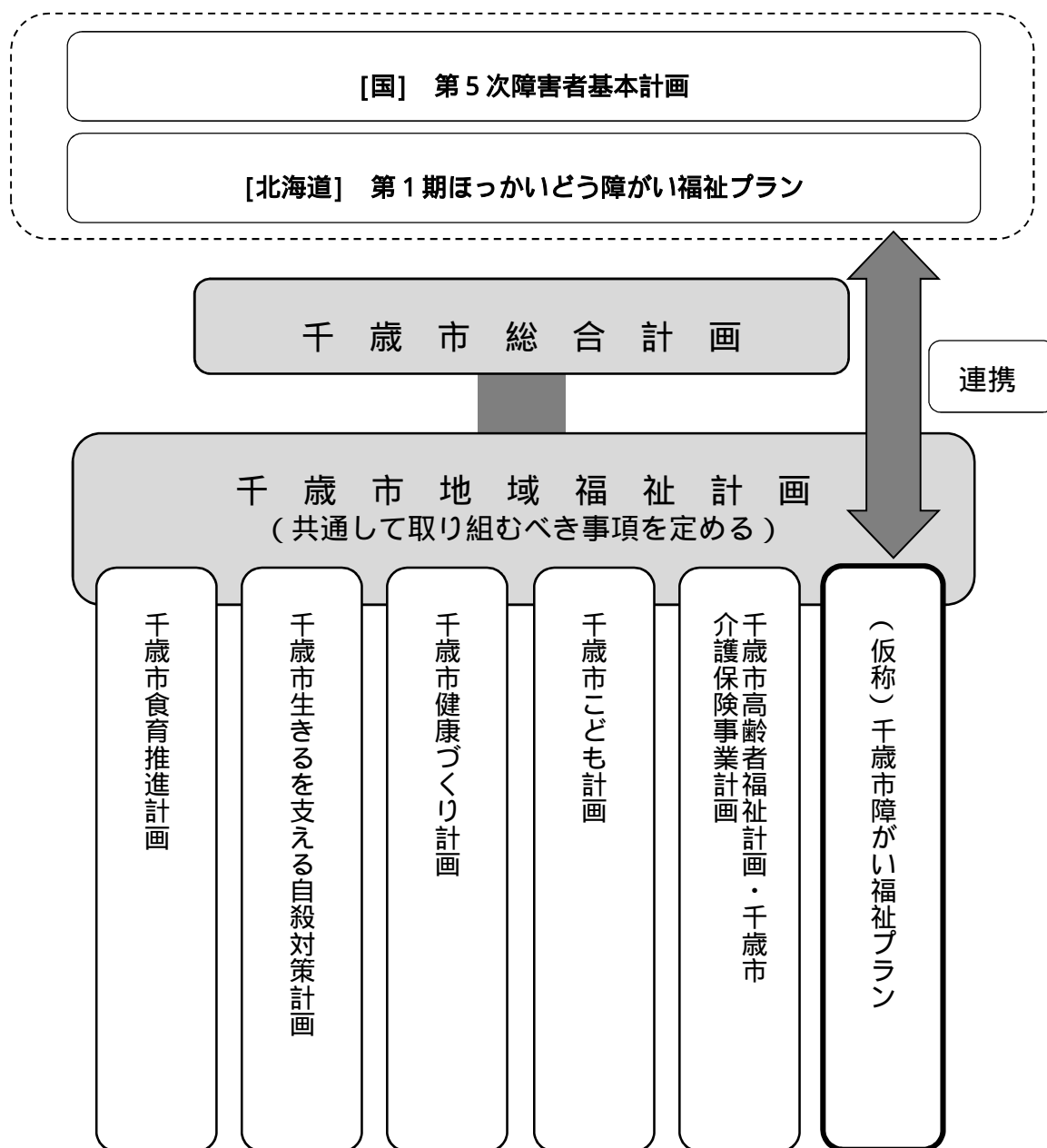
■ 根拠法令・計画の性格

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第 11 条第 3 項 （平成 23 年 8 月 5 日 一部改正）	障害者総合支援法 第 88 条 （平成 25 年 4 月 1 日施行）	児童福祉法 第 33 条の 20 （平成 30 年 4 月 1 日施行）
性 格	障がい者施策に関する基本的な 事項を定める中長期的な計画	障害福祉サービス等の量と提供 体制を確保するための計画	障害児通所支援等の提供体制を 確保するための計画

2．計画の位置付け

「（仮称）千歳市障がい福祉プラン」は、国の「第5次障害者基本計画」及び「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」などと整合性を図りながら、「千歳市第7期総合計画」におけるまちづくりの基本目標である「あたたかさつつながりを感じられるまち」を推進するため、「千歳市地域福祉計画」を保健福祉分野の上位計画として位置づけ、「千歳市高齢者福祉計画・千歳市介護保険事業計画」や「千歳市こども計画」などの関連する個別計画と調和した計画として策定するものです。

■計画の位置付け



3．計画の期間

「（仮称）千歳市障がい福祉プラン」の計画期間は、令和 9 年度から 11 年度までの 3 年間とします。

また、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて本計画内容の見直しを行うこととします。

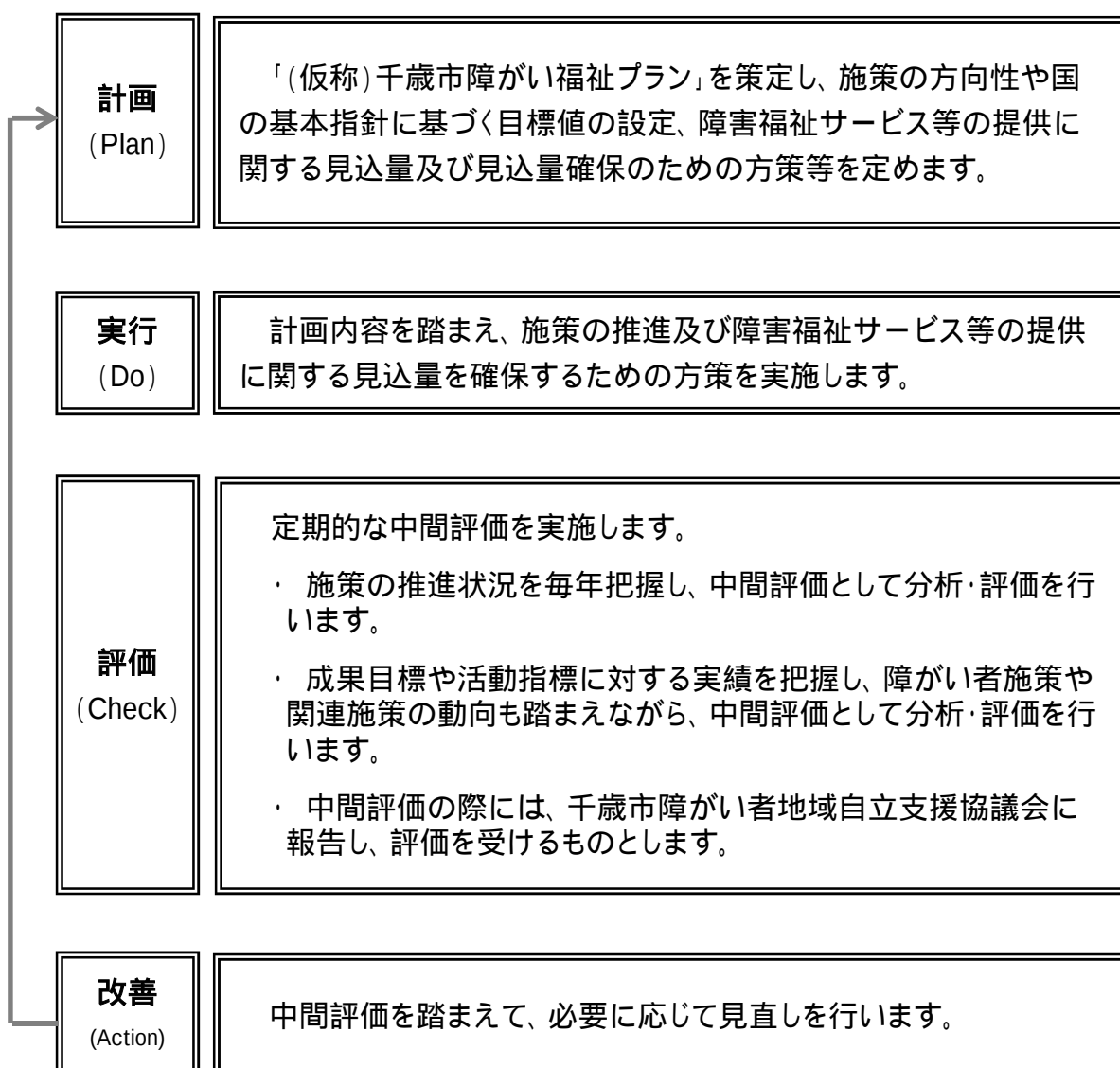
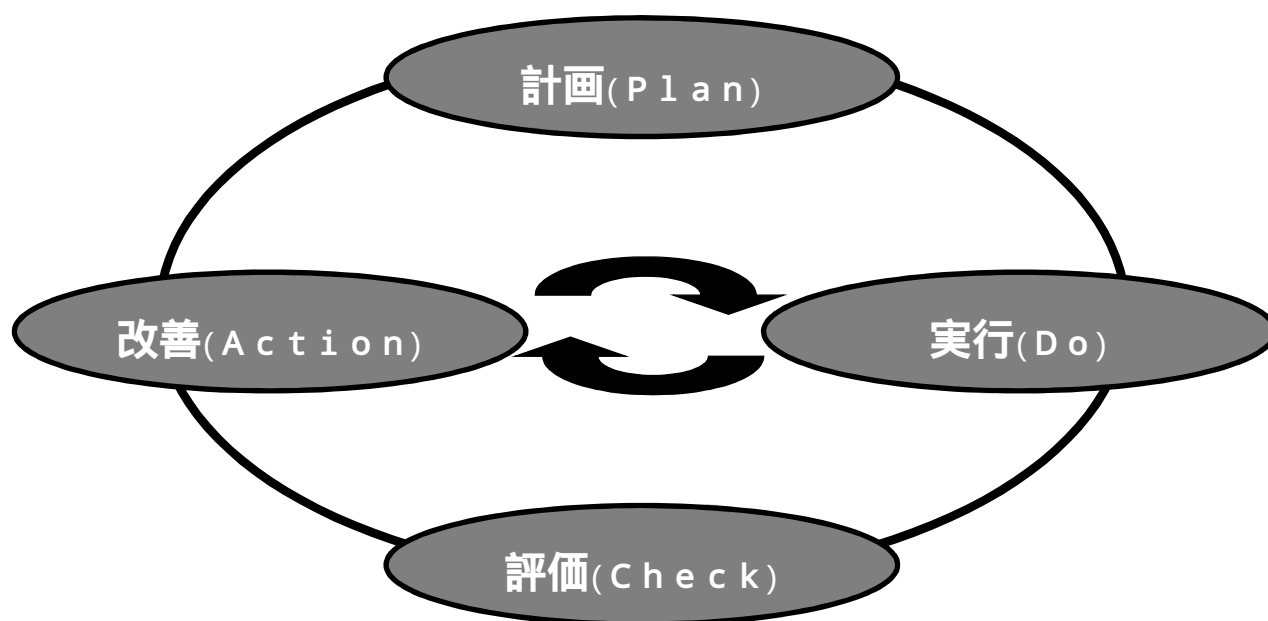
■ 計画期間

	計画名	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
国	障 害 者 基 本 計 画	第 4 次		第 5 次(R5～R9)						
北海道	北海道障がい者基本計画	第 2 期		第 1 期 ほっかいどう障がい福祉プラン (R6～R11)						
	北海道障がい福祉計画	第 6 期								
	北海道障がい児福祉計画	第 2 期								
	就 労 支 援 推 進 計 画	第 5 期								
千歳市	総 合 計 画	第 6 期		第 7 期(R3～R12)						
	地 域 福 祉 計 画	第 4 期				第 5 期 (R7～R11)				
	障 が い 者 計 画	障がい者計画			障がい者計画			(仮称) 千歳市 障がい福祉プラン (R9～R11)		
	障 が い 福 祉 計 画	第 6 期			第 7 期					
障 が い 児 福 祉 計 画	第 2 期			第 3 期						

4．計画の進行管理

「（仮称）千歳市障がい福祉プラン」のうち、「千歳市障がい者計画」に掲げた各施策の取組実績、「第8期千歳市障がい福祉計画」に掲げた目標及び障害福祉サービス等の実績並びに「第4期障がい児福祉計画」に掲げた目標及び障害児通所支援等の実績について、調査分析を行い、その結果を「千歳市障がい者地域自立支援協議会」に報告し、計画の推進方法について意見を求めるとともに、進捗状況の点検や評価を受けることとします。

■ 計画の進行管理



5．計画の策定体制

(1) 当事者アンケート調査

市内の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持している人を対象に、生活実態や障害福祉サービス利用に関する今後の意向などについてアンケート調査を実施しました。

また、障がい児については、各種手帳及び通所受給者証を交付している18歳未満の児童の保護者全員にアンケート調査を実施しました。

(2) サービス提供事業所アンケート調査

サービス見込量を算出するための基礎資料とするため、市内の障害福祉サービス提供事業所を対象に、障害福祉サービス等に関する意向や人材確保の状況などについてアンケート調査を実施しました。

(3) 企業等民間事業所アンケート調査

市内の企業等民間事業所を対象に、障がい者雇用の状況や今後の意向などについてアンケート調査を実施しました。

(4) 関係団体ヒアリング調査

障がい者団体等を対象にヒアリング調査を実施し、アンケート調査では把握しづらい障がいのある人の抱える課題や、今後求められる取組について意見を聴取します。

(5) 千歳市保健福祉推進委員会での検討

庁内各部署等の次長職で構成する「千歳市保健福祉推進委員会」において、障がい福祉施策の現状や課題を点検・整理するなど、計画全般について横断的な視点で検討します。

(6) 千歳市障がい者地域自立支援協議会からの意見聴取

市内の障がいのある人やその家族、関係機関・団体・事業者等で構成する「千歳市障がい者地域自立支援協議会」の意見を踏まえながら、計画を策定します。

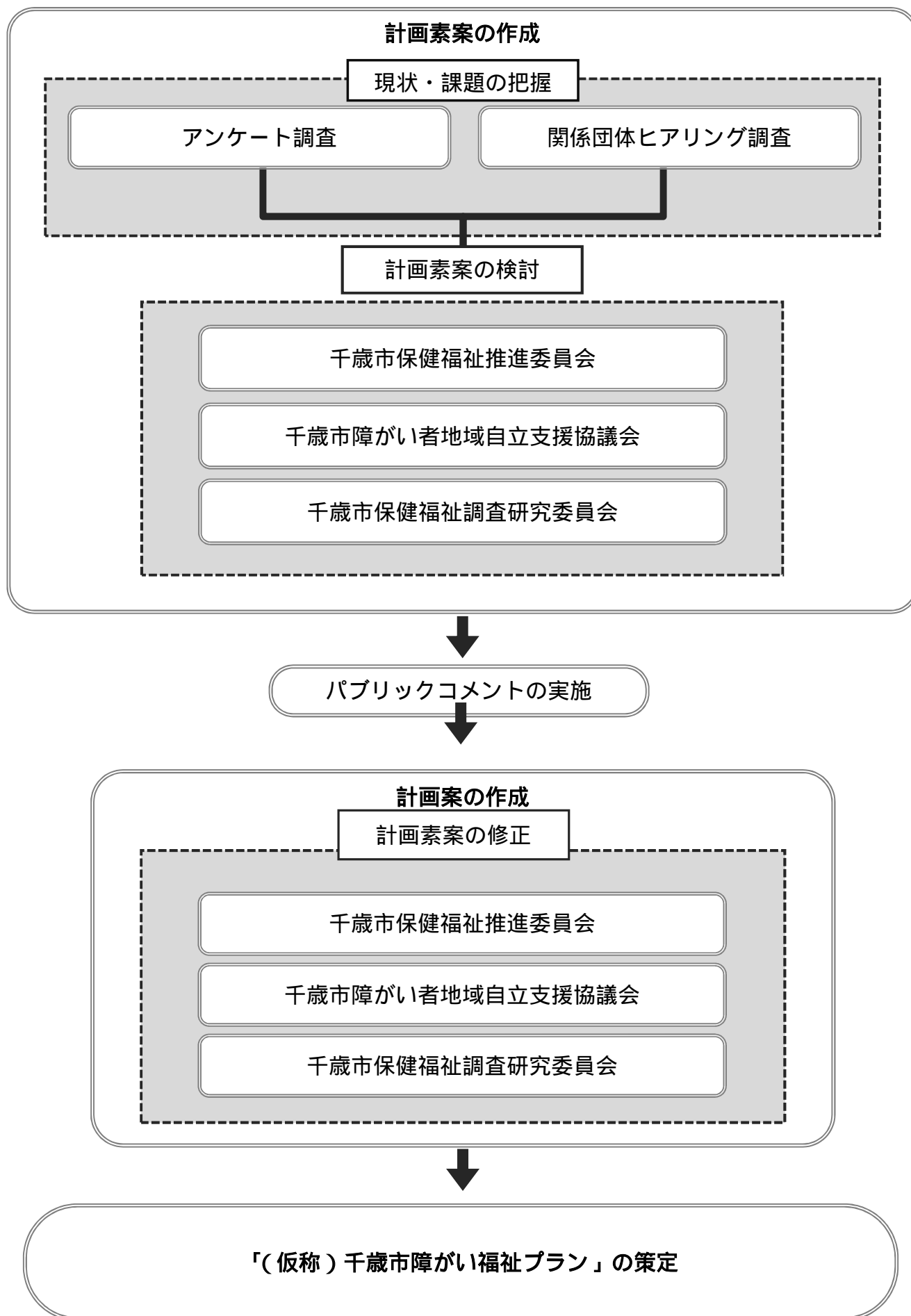
(7) 千歳市保健福祉調査研究委員会からの意見聴取

市内の保健福祉関係機関・団体の代表者等で構成する「千歳市保健福祉調査研究委員会」において、専門的・総合的な見地から意見をいただきます。

(8) パブリックコメント

市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを実施します。

■ 計画策定の流れ



6 . 直近 5 年間の障がい福祉に関する法律・制度等の動向

年	内容
令和 4 年	北海道ケアラー支援条例の施行 ○ケアラー支援に関する道の責務並びに道民、事業者、関係機関等の役割の明確化 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 ○障がいのある人の情報取得や利用、意思疎通支援に係る具体的施策の策定・実施の義務化
令和 5 年	第 5 次障害者基本計画の策定 ○差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○安全・安心な生活環境の整備 ○情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○防災・防犯等の推進 ○行政等における配慮の充実 ○保健・医療の推進 ○自立した生活の支援・意思決定の推進 ○教育の振興 ○雇用・就業、経済的自立の支援 ○文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○国際社会での協力・連携の推進
令和 6 年	障害者総合支援法の改正 ○グループホームでの一人暮らし支援や基幹相談支援センターの設置努力義務化 ○就労選択支援の創設 児童福祉法の改正 ○児童発達支援センターの機能強化と一元化 障害者差別解消法の改正 ○民間事業者による「合理的配慮」の義務化 精神保健福祉法の改正 ○精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 ・家族等が意思表示を行わない場合の市町村長の同意による医療保護入院 ・入院者訪問支援事業の創設 ・医療機関における虐待防止措置、虐待通報の義務化 ○地域生活の支援体制の充実 ・地域支援事業者の紹介の義務化 ・市町村等の相談支援の対象に精神障がいのある人のほか、精神保健に課題を抱える者を追加 難病法及び児童福祉法の改正 ○難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成の開始時期の見直し ○難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する「登録者証」の発行事業の創設 第 1 期 ほっかいどう障がい福祉プラン（令和 6 年度～令和 11 年度）の策定 ○北海道障がい者基本計画と北海道障がい福祉計画を統合 ○「希望するすべての障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会の実現」を目指す ○計画期間は 6 年とし、3 年で中間見直しを図る ○北海道障がい保健福祉圏域を設定し、本道を 21 区分とする（千歳市：札幌圏域）

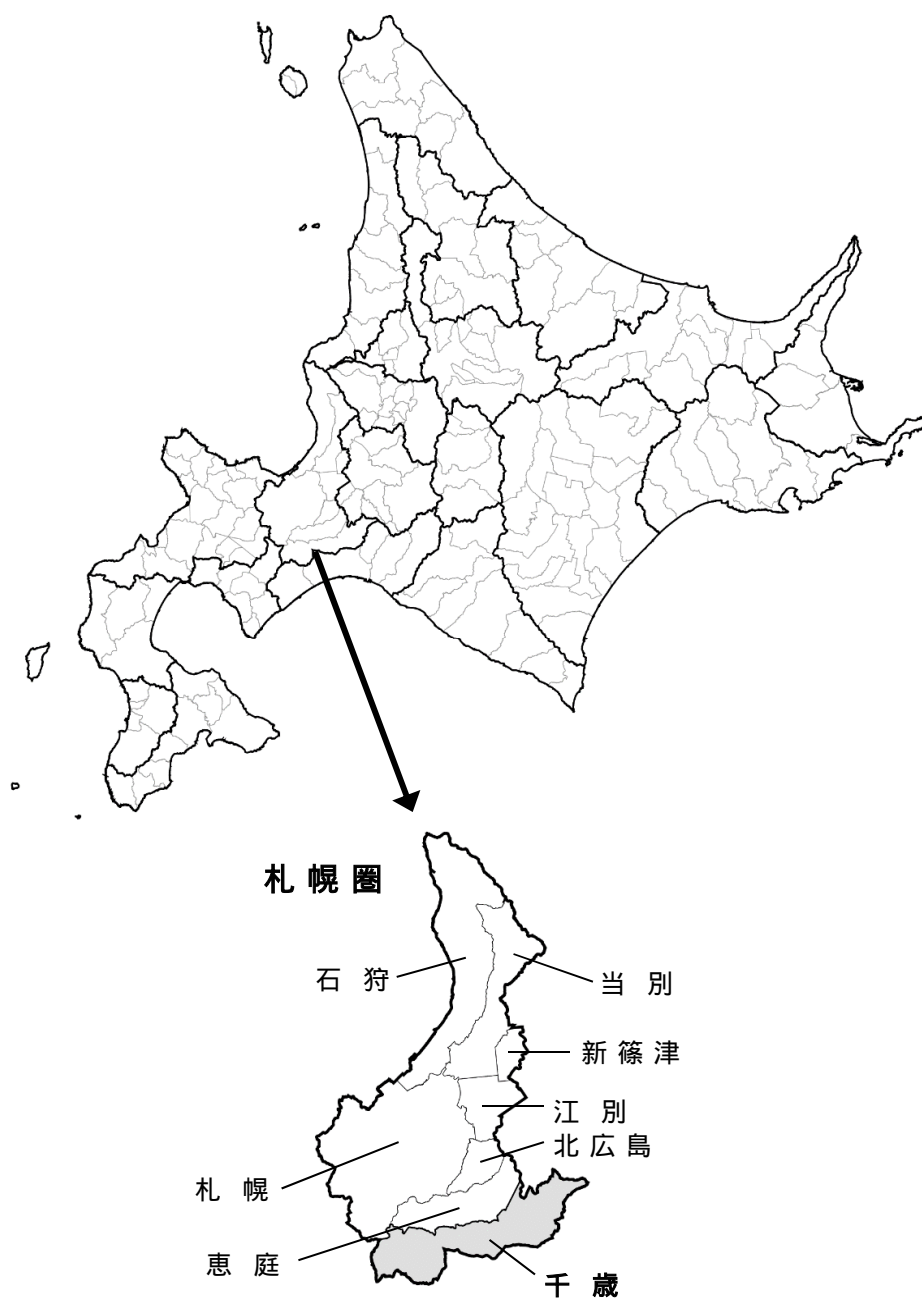
	計画推進のための具体的な取組 権利擁護の推進 就労支援施策の充実・強化 サービス提供基盤の整備 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上 障がい児支援の充実 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援 自立と社会参加の促進・取組定着 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進 安全確保に備えた地域づくりの推進 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり 相談支援体制・地域移行支援の充実 保健福祉・医療施策の充実
令和 7 年	手話施策推進法の施行 ○手話に関する施策を総合的に推進 ○手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進 障害福祉計画基本指針の改正 ○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○福祉施設から一般就労への移行等 ○障害児支援の提供体制の整備等 ○地域における相談支援体制の充実強化 ○障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上 ○障害福祉サービスの質の確保等 ○きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備 ○高次脳機能障害者に対する支援 ○人口減少地域におけるサービスの維持・確保 ○「地域共生社会」の実現に向けた取組 ○住宅セーフティネット制度との連携
令和 8 年	医療的ケア児支援法の改正 ○18 歳以上の医療的ケア者、重症心身障害児者を支援対象に加え、法律の名称を「医療的ケア児等及び重症心障害者並びにその家族に対する支援に関する法律」に改正 高次脳機能障害者支援法の施行 ○高次脳機能障害への正確な理解を促進 ○当事者の自立・社会参加を支えるため生活全般にわたる切れ目のない支援を提供 障害者雇用促進法の改正 ○民間企業の障がい者雇用率の引き上げ（2.7％） 第 2 期北海道ケアラー支援推進計画（令和 8 年度～令和 11 年度）の策定 ○普及啓発の促進 ○早期発見及び相談の場の確保 ○ケアラーを支援するための地域づくり 社会福祉法の改正（令和 9 年 4 月施行） ○日常生活支援、入院手続き、死後事務支援を第 2 種社会福祉事業に位置付け ○地域権利擁護相談支援センターの設置推進

7．北海道障がい保健福祉圏域

北海道では、サービス提供体制の確保が、地域間の格差を縮小しながら進められるよう、サービスの種類ごとの支給量及び整備量を見込み、推進管理等を行う「区域」を設定しています。

- (1) 施設入所支援...全道域
- (2) 共同生活援助及び日中活動系サービス...北海道障がい保健福祉圏域 (21 圏域)
- (3) 訪問系サービス及び相談支援...市町村圏域 (179 圏域)

北海道障がい保健福祉圏域は、障がい者施策の積極的な推進を図るため、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整を行うことを目的に設定されており、本市は「札幌圏域」に位置付けられています。



■ 計画の概要

1. 計画の基本理念

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法の考え方や第5次障害者基本計画の方向性、第7期総合計画の展開方針を踏まえ、「**障がいのある人が、安心して、自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現**」を「(仮称)千歳市障がい福祉プラン」の基本理念とします。

この基本理念に基づいて、「千歳市障がい者計画」において全庁的な障がい福祉施策を定めるとともに、「第8期千歳市障がい福祉計画」並びに「第4期千歳市障がい児福祉計画」において、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標やサービスの見込量などを定めます。

《基本理念》

**障がいのある人が、安心して、
自立した生活を送ることができる
地域共生社会の実現**

2．計画の基本目標

基本目標 1 「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」

障害者差別解消法及び障害者虐待防止法の趣旨に基づき、障がいのある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁が取り除かれるように、権利擁護やあいサポート運動の推進による障がい特性の理解推進に取り組むとともに、虐待防止体制の充実・強化を図ります。

基本目標 2 「安全・安心な生活環境の整備」

障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるように、住まいの確保や公共施設等をはじめとする生活環境のバリアフリー化を推進します。また、地域の防災・防犯体制の強化や緊急時に備えたネットワークの整備などの緊急時対策を推進し、安全・安心な生活環境の整備に努めます。

基本目標 3 「暮らしの充実」

関係機関との連携を強化し、必要な相談支援や障害福祉サービス等の提供体制を確保するとともに、経済的な負担の軽減や保健・医療の推進により、障がいのある人とその家族の地域における暮らしの充実を図ります。また、「千歳市コミュニケーション条例」の理念に基づき、障がいのある人の多様なコミュニケーション手段の利用を促進します。

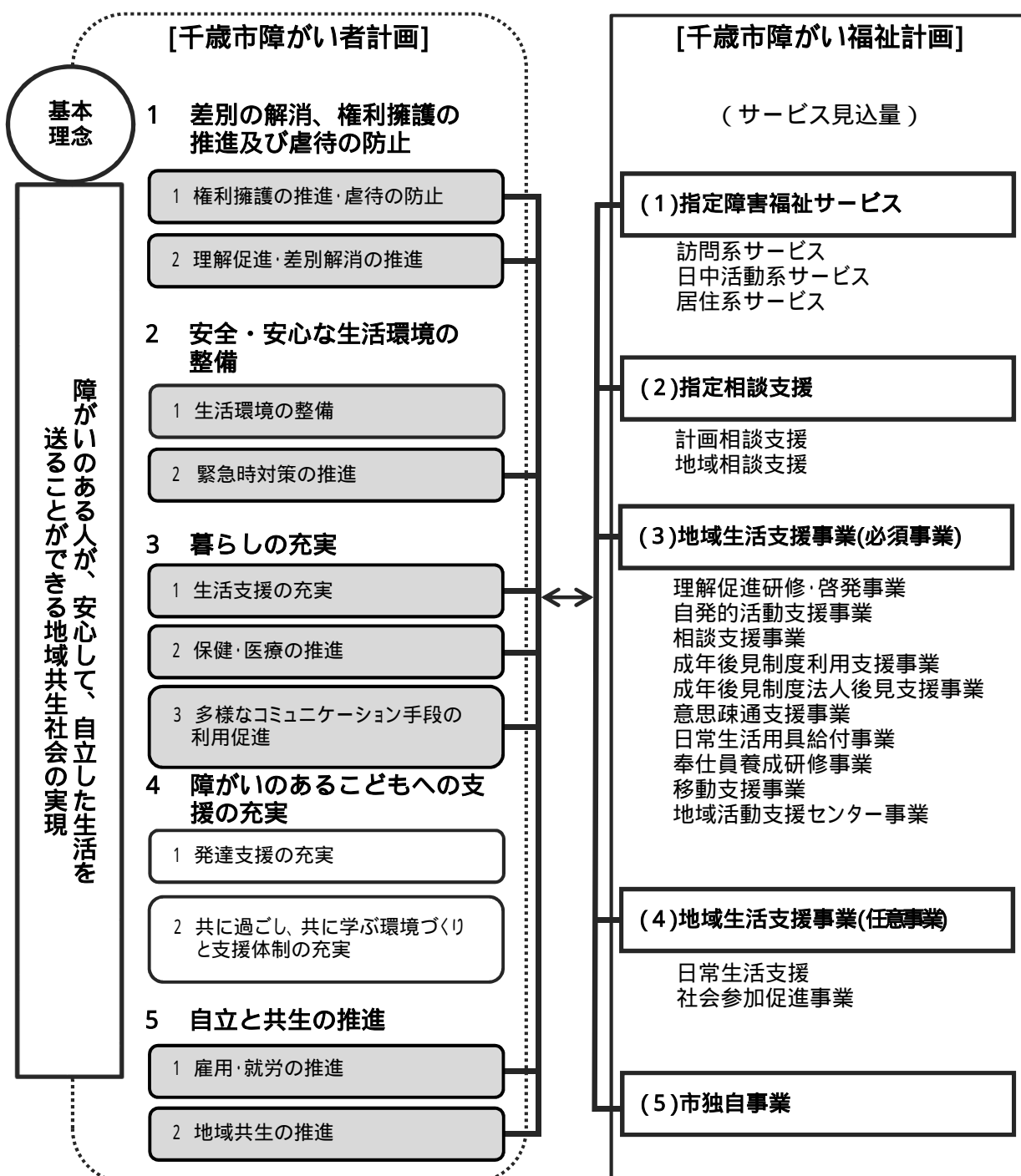
基本目標 4 「障がいのある子どもへの支援の充実」

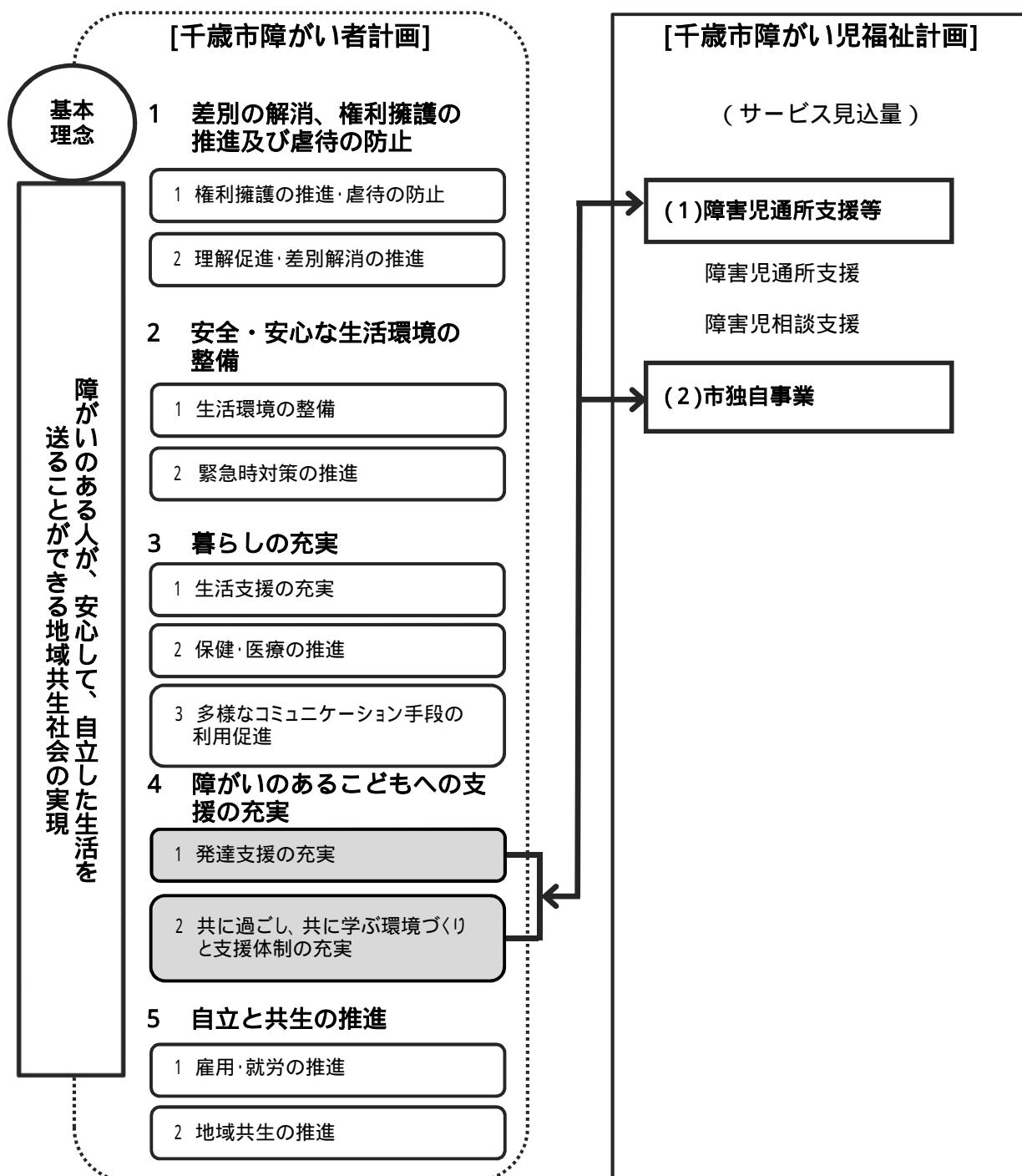
障がいのある子どもの成長や発達、自立を支えていくため、保健・医療・福祉・教育・就労等関係機関との連携を強化し、乳幼児期から学校卒業まで子どもの成長に応じた効果的で適切かつ良質な支援を身近な場所で提供する体制の整備や支援内容の充実を図ります。また、地域共生社会の実現につながるよう乳幼児期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無に関わらず、子どもが様々な機会を通じて共に過ごし、互いに学びあう経験ができる環境づくりを目指します。

基本目標 5 「自立と共生の推進」

一人ひとりの適性と能力に応じて可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労支援の充実を図り、経済的な自立を支援します。また、障がいのある人の多様な社会活動への参加を促進するとともに、あいサポート企業・団体認定制度の推進や重層的支援の実施により、障がいのあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

3. 計画の体系





4．計画の構成

章	内 容	説 明
第 1 章	計画の策定に当たって	計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画の期間、計画の策定体制、障がい福祉に関する法律・制度等の動向、北海道障がい保健福祉圏域
第 2 章	障がいのある人の状況	人口の推移、障害者手帳所持者数（身体・療育・精神・将来推計）
第 3 章	計画の基本的な考え方	基本理念、計画の対象、基本目標、施策の方向、計画の体系
第 4 章	千歳市障がい者計画	現状と課題を踏まえた取組の方向、障がい当事者アンケート・関係団体ヒアリング結果から、主要施策
第 5 章	第 8 期千歳市障がい福祉計画	計画の位置付け、計画の期間、計画の対象、計画の内容、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標） サービス見込量（活動指標）
第 6 章	第 4 期千歳市障がい児福祉計画	計画の位置付け、計画の期間、計画の対象、計画の内容、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標） サービス見込量（活動指標）
第 7 章	計画の実施体制と進行管理	計画の実施体制、計画の進行管理
	資料編	前計画の進捗状況、障がい当事者アンケート調査結果、障がい当事者アンケート調査結果（18 歳未満再計） サービス提供事業所アンケート調査結果、企業等民間事業所アンケート調査結果、関係団体ヒアリング結果、パブリックコメントの結果概要、計画策定経過 等

もしものときのために

事前に登録しましょう

緊急時の受入れ・ 対応機能について

事前登録で安心とつながりをサポートします

自立支援協議会
議題(2)－④
障がい者支援課

千歳市保健福祉部障がい者支援課

☎ 0123-24-0327

FAX 0123-23-6700

✉ shogaishien@city.chitose.lg.jp

障がいのある人の「もしも」の緊急時に備えて、
事前に支援機能に登録しておきませんか？

登録は、身近な支援者の方または拠点コーディネーターがお手伝いします。

事前登録はこんなときに役立ちます！

1 突然の入院…

急に入院することになってしまったの

息子を見てくれる人がいないわ…

2 拠点コーディネーターに相談 ※

以前登録した者ですが、息子の預かり先は…

すぐに、お探しします！

千歳市障がい者
基幹相談支援センター

3 受入先を調整

以前登録してもらった情報を確認しながら、障がい特性などを考慮して受入先を探しています

事前登録シート

- 1 登録者情報
- 2 障がい状況等
- 3 疾病状況
- 4 親族等連絡先
- 5 支援関係情報
- 6 課題等

A事業所さん、空きがあるそうです…

B事業所さん、受け入れ可能か確認をお願いします

C事業所さん、本人の特性に合うかご相談したいです

4 受入先が決まりました！

本当に助かりました

受入先が決まりました

安心してお任せください

事前登録のおかげで
スムーズに受入先が見つかりました

受入事業所

※拠点機能事業所である計画相談支援をご利用の方は、相談支援専門員へご相談ください。

登録できる方

- 1 市内において在宅で生活する18歳以上の障がいのある方（※）
- 2 本人の障がい特性や、家族などの障がい、入院、事故、死亡などの緊急時に在宅生活の維持に不安のある方

※各種障がい者手帳をお持ちの方、指定難病や診断書等による認定により、指定障害福祉サービス受給者証の対象になる方

登録方法

拠点機能事業所に登録している
「計画相談支援」または
「障害福祉サービス」を利用している

はい

利用先の事業所にご相談ください

いいえ
わからない

千歳市障がい者基幹相談支援センターにご相談ください

東雲町1丁目11 千歳市しあわせサポートセンター内

☎ 0123-26-0010 受付時間 平日8:45~17:15

✉ kikan-soudan@chitose-kan.jp

事前登録には、短期入所や訪問系サービスの支給決定と個人情報の提供などに関する同意が必要です。

Q&A

緊急時の受け入れ・対応機能ってどんなもの？

介護している方の入院などにより、障がいのある方が在宅での生活が難しくなったときに、自宅にヘルパーを派遣したり、障がいのある方を一時的に施設やグループホームで受け入れたりすることができます。

事前登録がないと、障がい特性などがわからないので、対応できる事業所が見つからないことがあります。

利用料金はかかるの？

障がいのある方本人 または 配偶者の収入額や利用する機能によって異なります。詳しくは障がい者支援課までお問合せください。



障がいを知り、
共に生きる

障がいのある人にやさしい

あいサポート企業・団体 認定制度

千歳市と連携して「あいサポート運動」を推進する市内の企業・団体を、障がいのある人にやさしい「あいサポート企業・団体」として認定します。

障がいの有無に関わらず、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、ぜひご協力をお願いします。



お問合せ 千歳市保健福祉部障がい者支援課

電話 0123-24-0327 FAX 0123-23-6700

Eメール shogaishien@city.chitose.lg.jp

あいサポート運動とは

さまざまな障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行う「あいサポーター」を育成することにより、誰もが暮らしやすい共生社会を目指す運動です。平成21年に鳥取県でスタートし、全国的な広がりをみせています。千歳市では、令和8年7月7日に鳥取県と協定を締結し、あいサポート運動をスタートしました。

あいサポート企業・団体の要件

- 市内の企業 または 規約と代表者を定めた団体であること
- 従業員等を対象とした「あいサポーター研修」を実施すること
- 次のいずれかの要件を満たすこと
 - ①従業員等へ「あいサポートバッジ」の着用を推奨する
 - ②従業員等へ「あいサポート運動ハンドブック」を配布し、内容を周知する
 - ③事務所、店舗、社用車等に「あいサポート企業・団体ステッカー」を掲示する
 - ④広報誌やHPにあいサポート運動に関する申請者の取組を記載する
 - ⑤社内報などで障がいのある人に対する取組の事例を紹介する
 - ⑥障がい者就労支援施設から物品・役務を調達する
 - ⑦その他あいサポート運動の理念の普及促進を図るための独自の取組を実施する



認定を受けるためのSTEP

STEP1 従業員等への「あいサポーター研修」を実施しましょう

受講者が5名以上であれば、市が「あいサポートメッセンジャー」と呼ばれる講師を派遣する「出前講座」を実施することができます。従業員等の中にあいサポートメッセンジャーがいる場合は、メッセンジャーの企画による実施も可能です。一部の従業員等の受講で認定要件は満たされます。

STEP2 あいサポート企業・団体認定の申請をしましょう

申請は、出前講座の申し込みと同時に行うことができます。

手続きの詳細は裏面へ！

あいサポーター研修 について

さまざまな障がいの特性や障がいのある人に必要な配慮の方法を学ぶ研修のことです。研修の修了者は、「あいサポーター」となり、市から「あいサポートバッジ」と「あいサポート運動ハンドブック」が付与されます（受講料無料）。

出前講座の申し込みについて

- **対象**：市内に在住・通勤・通学している **5名以上**の団体・グループ
- **日程・時間**：ご希望の日程・時間の中で調整いたします。メッセージャーの都合により、ご希望に添えない場合があります。
- **場所**：申込者が確保した市内の会場に限ります。
- **研修内容・時間**：下記を基本としますが、時間の短縮・延長、内容の変更も可能です。

- ①メッセージャーの自己紹介（約3分）
 - ②あいサポート運動の概要説明（約10分）
 - ③あいサポート運動DVDの視聴（約50分）
 - ④あいサポーターの皆さんへのお願い（約3分）
 - ⑤最後に（約2分）
 - ⑥簡単な手話講座 または 視覚障がいのある人に対するガイドヘルプ（約10分）
※その他障がい当事者の講話の実施も可能ですのでご相談ください。
 - ⑦質疑応答（約2分）
- 合計 約80分

受講無料

- **申込方法**：原則として開催する日の14日前までに障がい者支援課へご連絡ください。
下記URLからのお申し込みも可能です。

<https://www.city.chitose.lg.jp/c20/1002623/1002641/1004897.html>

メニュー番号：415 講座名：あいサポーター研修



【その他】

- ・研修を受けた方全員に「あいサポートバッジ」と「あいサポート運動ハンドブック」を贈呈します。
- ・DVDの視聴環境の準備をお願いします。HDMI接続ができるモニターやプロジェクターなどがあれば、DVDプレーヤーは市が用意します。

あいサポート企業・団体の認定申請について

- **申請方法**：下記のあいサポート企業・団体認定申請フォームから申請してください。

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=XLd4Rfxt>

※あいサポート運動に関係する取組の内容がわかる書類を別途提出していただく場合があります。



あいサポート企業・団体の認定を受けると...

- ・市から「認定証」と右の「あいサポート企業・団体認定ステッカー」が交付されます。ステッカーは、事務所、店舗、社用車などに掲示してください。
- ・障がいのある人にやさしい「あいサポート企業・団体」として、市のホームページで紹介されます。

⇒企業・団体のイメージアップにも！



お問合せ

千歳市保健福祉部
障がい者支援課

電話 0123-24-0327 FAX 0123-23-6700
Eメール shogaishien@city.chitose.lg.jp